

平成 27 年玉村町議会第 4 回定例会会議録第 1 号

平成 27 年 1 月 3 日（木曜日）

議事日程 第 1 号

平成 27 年 1 月 3 日（木曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 議案第 63 号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 64 号 玉村町行政手続条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 65 号 玉村町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 66 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 67 号 玉村町田中奨学基金条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 68 号 玉村町大澤奨学基金条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 69 号 玉村町奨学金支給条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 70 号 平成 27 年度玉村町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 14 議案第 71 号 平成 27 年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 72 号 平成 27 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 73 号 平成 27 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 74 号 平成 27 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 75 号 平成 27 年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 76 号 平成 27 年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 77 号 平成 27 年度玉村町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 78 号 指定管理者の指定について（玉村町総合運動公園及び玉村町東部工業団地内運動公園、玉村グラウンド・ゴルフ場）
- 日程第 22 議案第 79 号 指定管理者の指定について（玉村町社会体育館）
- 日程第 23 議案第 80 号 指定管理者の指定について（玉村町北部公園）

日程第 2 4 議案第 8 1 号 町有財産の払下について

日程第 2 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

2番	渡邊俊彦君	3番	石内國雄君
4番	笠原則孝君	5番	齊藤嘉和君
6番	備前島久仁子君	7番	川端宏和君
8番	島田榮一君	9番	町田宗宏君
10番	三友美恵子君	11番	柳沢浩一君
12番	浅見武志君	13番	石川眞男君
14番	宇津木治宣君	15番	筑井あけみ君
16番	高橋茂樹君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	貫井孝道君	副町長	重田正典君
教育長	新井道憲君	総務課長	高井弘仁君
経営企画課長	金田邦夫君	税務課長	井野成美君
健康福祉課長	月田昌秀君	子ども育成課長	齋藤修一君
住民課長	山口隆之君	生活環境安全課長	斉藤治正君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	高橋雅之君
上下水道課長	萩原保宏君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小板橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	庶務係兼議事調査係長	松田純一
主査	平野里都子		

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） おはようございます。10月の第2回臨時会の議会構成の変更が行われて以降、初めての定例会を迎え、改めて身の引き締まる思いではありますが、平成27年玉村町議会第4回定例会が開催されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成27年玉村町議会第4回定例会が招集されましたところ、年末を控え公私ともにご多用のところご参集いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会には、新規条例の制定や条例の一部改正、あるいは平成27年度の一般会計や特別会計の補正予算など、重要な議案が後ほど町長から提案されます。議員各位におかれましては、住民の負託を受けた議会議員としてあらゆる角度から慎重なる審議を行い、適正にして妥当な審議結果が得られるようお願いするものであります。

また、今定例会には10名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待しているところであります。

師走となり、寒さも日を追うごとに増し、インフルエンザの流行も予想されることから、議員並びに町長を初め、執行各位におかれましては体調には十分留意され、今定例会に臨まれますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。



○開会・開議

午前9時2分開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年玉村町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果及び財政援助団体等監査の結果、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果が議長に報告されております。9月から11月までの監査、検査の結果につきましては、お手元に配付しました文書のとおりであります。

また、議員派遣終了報告書が議長に提出されております。研修内容は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、4番笠原則孝議員、5番齊藤嘉和議員の両名を指名いたします。



○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る11月26日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。平成27年玉村町議会第4回定例会、議会運営委員長報告をいたします。

平成27年玉村町議会第4回定例会が開催されるに当たり、去る11月26日、午前9時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から12月11日までの9日間といたします。

今定例会には陳情1件、町長から提案される議案として19議案が予定されています。

概要につきましては、日程第1日目の本日は、まず閉会中における所管事務調査報告を行います。

次に、陳情の付託を行います。

次に、議案第63号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

続いて、議案第64号から議案第66号までについてそれぞれ提案説明、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第67号から議案第69号までの3議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第70号から議案第77号までの補正予算に関する8議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

続いて、議案第78号から議案第81号までについてそれぞれ提案説明、質疑、討論、表決を行います。その後一般質問を行います。質問者は4人です。

そして、本会議解散後に議会広報特別委員会が開催されます。

日程2日目は、本会議を午前9時に開議し、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程3日目、4日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程 5 日目は、午前 9 時から総務常任委員会が開催されます。

日程 6 日目は、午前 9 時から経済建設常任委員会が開催されます。

日程 7 日目は、午前 9 時から文教福祉常任委員会が開催されます。

日程 8 日目は、事務整理のため休会となります。

日程 9 日目は、最終日となります。午前 11 時より議会運営委員会を開催し、午後 1 時 30 分より議会全員協議会を開催します。その後、本会議を午後 2 時 30 分に開議し、委員会に付託された議案第 63 号について委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、委員会に付託された陳情について委員長から審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

続いて、各委員長から開会中における所管事務調査報告及び閉会中における所管事務調査の申し出、閉会中の継続審査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成 27 年玉村町議会第 4 回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日から 12 月 11 日までの 9 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から 12 月 11 日までの 9 日間とすることに決定いたしました。



○日程第 4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 4、文教福祉常任委員長から閉会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第 77 条の規定により、議長に提出されました。

報告書は、お手元に配付したとおりであります。



○日程第 5 陳情の付託

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 5、陳情の付託を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

平成27年12月3日

玉村町議会第4回定例会

陳 情 等 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者又は代表者 住 所・氏 名	付 託 委員会等
3	27.10. 5	利根川の下之宮水門が開閉出 来る件の要請	下之宮区長 徳江清東 小泉区長 古森東一 飯倉区長 齋藤 清 箱石区長 金子哲男 後箇区長 菅谷正幸 上茂木区長 村木勇一 五料区長 野村武夫 下茂木区長 福田能明 川井区長 齋藤洸志	経 済 建 設 常 任 委 員 会



○日程第6 議案第63号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第6、議案第63号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定
についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） おはようございます。師走に入り、本年も残すところ1カ月足らずとなり、
何かと気ぜわしい季節を迎えました。

さて、平成27年玉村町議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を述べさせていただ
きます。本定例会は、本日より12月11日までの9日間、番号法制定に伴う条例の制定や行政手続
条例等の一部改正並びに一般会計を初めとする補正予算、指定管理者の指定について等、19議案に
つきまして提案をさせていただき、ご審議をいただくわけでございます。

また、本定例会では10名の議員さんから一般質問の通告を受けております。行政各般にわたる貴
重なご意見、ご提言をいただけるものと考えておりますので、何とぞよろしくご意見申し上げます。

では、提案説明に入らせていただきます。議案第63号 玉村町行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

社会保障と税番号制度のいわゆる番号法が10月5日に施行され、平成28年1月から一部の行政事務において個人番号、これはマイナンバーでございます。の利用が始まります。マイナンバーを利用する番号法に定められた事務は、マイナンバーを通じて庁内の各課間で情報をやりとりすることができるようになりますが、町長部局内での庁内連携や教育委員会などの町長部局以外の他の機関に情報提供する場合、必要事項を条例に定める必要があるため、今回制定するものでございます。よろしくご審議の上、お願い申し上げます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第63号 玉村町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、総務常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

◇

○日程第7 議案第64号 玉村町行政手続条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第7、議案第64号 玉村町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第64号 玉村町行政手続条例の一部改正についてご説明申し上げます。

町の行政手続条例の上位法である行政手続法の一部が改正され、平成27年4月1日から施行され

ました。今回の法改正では、改正された事務は国の機関のみが対象となっておりますが、町の条例に定めることにより、町も行政手続法の内容に準じた事務の取り扱いができることとなるため、条例改正を行うものでございます。

主な改正内容として、国民が法令違反の事実を発見すれば是正のための処分等を求めることができることや、法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合には、行政指導の中止等を求めることができることの項目が新たに加わるものでございます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第8 議案第65号 玉村町介護保険条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第8、議案第65号 玉村町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第65号 玉村町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、いわゆるマイナンバー制度に伴う改正で、介護保険料の徴収猶予申請及び減免申請の際に、住所、氏名に加え個人番号も書いていただくように改正するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 介護保険の徴収に当たってマイナンバーが必要ということですが、この書類というのは介護施設とか、そういうところにも出回る書類なのでしょうか。番号を入れた書類が。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） いや、それはありません。出回るものではございません。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） では、役場内の書類に使うということで、そのほかに外にこのナンバーが介護保険のあれに出ていくということはないということですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 役場内の関係だけでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第9 議案第66号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第9、議案第66号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第66号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正についてご説明申し上げます。

条例の一部改正の概要を申し上げますと、中小企業信用保険法が一部改正されたことにより、中小企業者及び小規模事業者の定義を一部改正することとあわせて、玉村町暴力団排除条例第2条に定める個人または団体に該当しないことを追加するものでございます。

群馬県小口資金促進制度要綱の改正に合わせ、玉村町小口資金融資促進条例の一部を改正するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） この条例改正によって、小規模企業者というのが6項目にふえるということですね。これによって、玉村町はこれで融資を受けられる人がどのくらいふえる、融資対象者ですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 今回の条例改正につきましては、中小企業者ですとか小規模事業者という定義を上位法の中小企業信用保険法から引用している部分がありまして、上位法に定められている、そのところの人を該当しますというふうになっているのですけれども、その関係、引用が変わるだけであって、対象者自体は変わらないというのが実態でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

[10番 三友美恵子君発言]

◇10番(三友美恵子君) 対象者変わっていますよね、6番で医業を主たる事業とする法人であつてというのは、前の4項目の中には入っていないのです。入っていない項目が2項目ふえています。

◇議長(高橋茂樹君) 休憩します。

午前9時22分休憩

午前9時26分再開

◇議長(高橋茂樹君) 再開します。

◇議長(高橋茂樹君) 経済産業課長。

[経済産業課長 大谷義久君発言]

◇経済産業課長(大谷義久君) 済みません。ちょっと勉強不足なところもあって申しわけないのですけれども、確かに5番と6番が新規という形で追加になっていると思いますけれども、基本的には全部20人以下ということでありますので、最初に全般的なほうに含まれていたのも細分化しているのかなというふうには解釈をしております。

[「でも、これ医業を主たる事業というのは別なんじゃない。全部一緒にあった」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) 今答弁中です。

◇経済産業課長(大谷義久君) と解釈をしております。

◇議長(高橋茂樹君) 10番三友美恵子議員。

[10番 三友美恵子君発言]

◇10番(三友美恵子君) その解釈でよければいいのですけれども、わざわざここに医業を主たる事業ということで、前にそれが入っていなかったのかなというようにもあったので聞いてみたのですけれども、そこら辺は確かね、大丈夫ですか。

◇議長(高橋茂樹君) 休憩します。

午前9時27分休憩

午前9時27分再開

◇議長(高橋茂樹君) 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 基本的には細分化したということで、入っていたというふうに解釈はしております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 同じ質問なのですが、これ見ると5項は医業を主たる事業となって、6項は非営利活動法人ということで、いわゆるNPO法人も入るとのことだと思っておりますが、それは今の答えだと入らないところでの条例ということでしょうか。その解釈ではちょっと難しいと思うのですが、それは入って別に問題ないと思うのですが、該当者がふえないということをもう一度確認したいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） NPOの関係につきましては、保険法の中ではNPOが新たに追加になったのですけれども、この小規模関係については県の要綱でも、そこは別口で扱っているということで県の要綱にも入っていませんし、町の条例にも入っていないという形になっております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 中小企業信用保険法というのがありますよね、第2条の1項からずっとあるわけですが、その中の今の5項、第2条第1項の中に1号から5、6とあるわけですね。その5、6が今ずっと質問している医業の話とNPOが入っていて、前の条例はその分は含まれていなくて1から4までになっていて、1から4まではこの保険法の1から4と同じなのです。そこが新しく1号から6号までと書いてあるのだから5号と6号は入ると思うのですが、今のはそれは入れないということで提案されていてということであればそこがあると思うので、もしあればそれは4号までにするとか、または入るとか、その辺をもう一度明確に回答をお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） NPOの関係は、中小企業の保険法におきまして6号に入っております。それは除くという形になっております。

先ほどの1から6号までというのは小規模事業者ということで、その前のやつは中小企業者の定義であって、下の小規模事業者というのはまた定義が違うものですから、NPOは上の中小企業者のと

ころで排除されまして、下の小規模事業者のところでは入っていないという解釈になります。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） この条例のほうを見ますと、2条のほうでは以下「保険法」というというふうな形で、また2つのそこに2項、この保険法の第2条ということでこれを引っ張っているのですが、その条文というのはこの条文だと思うのですが、それがないものを言っているということですか。それには5号、6号がちゃんと入っていて、今質問している医業とNPOが入っているのですが、するところに持ってきている内容というのはどこからどんな内容で持ってきているのですか。ここに書いてある条文というのは、中小企業信用保険法だけが引用されているのですけれども。その中の定義の中の2条は、そうするとこれしかないのですが、この条例のところには、これ以外に何かどこから持ってきたりとか、入れかえたものがあるというふうな説明に聞こえるのですが、それでいいのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） お答えしたいと思いますが、まず初めにこの第2条というところは中小企業者という定義でありまして、その中で保険法の中でいいます第2条から引用しております。下の中小企業者ということは、やはり小規模企業者の定義ですけれども、保険法から引用ですけれども、最初のは1項から引用しております、次のは第2条の第3項から引用しておりますので、そもそもそこにある定義が若干表現が違ってございまして、1項のところでは第6番目にNPOの関係が出てくるのですけれども、そこはこの引用ではカットするというので、1から5と7、8という形になって6をとっています。そして、小規模企業者の引用のところでは3項、また別のところで7項目実際には指定があるので、そのうちの6を引用するという形になっております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 10 議案第 67号 玉村町田中奨学基金条例の一部改正について

○日程第 11 議案第 68号 玉村町大澤奨学基金条例の一部改正について

○日程第 12 議案第 69号 玉村町奨学金支給条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 10、議案第 67号 玉村町田中奨学基金条例の一部改正についてから日程第 12、議案第 69号 玉村町奨学金支給条例の一部改正についてまでの 3 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 10、議案第 67号から日程第 12、議案第 69号までの 3 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第 67号 玉村町田中奨学基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。

現行は、田中奨学金は 3,000 万円の寄附を積み立て、基金の運用益金により奨学金を支給していますが、今後は基金を取り崩さなければ支給できなくなるため、第 1 条の基金の運用益金によるという文言を削除し、第 2 条の基金の額は「3,000 万円とする」を「一般会計歳入歳出予算に定める額とする」に改正するとともに、新たに第 5 条として処分に関する条文を加えさせていただくものでございます。

議案第 68号 玉村町大澤奨学基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。現行では、第 1 条に大澤照義氏の芳志による寄附を積み立てと定められており、同じく第 2 条第 2 項で寄附金があった場合は、その寄附金を積み立てることができることと定められているため重複しておりますので、今回第 2 条第 2 項を削除させていただくものでございます。

議案第 69号 玉村町奨学金支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。現行では、奨学金

の支給を受けることができる対象者を「高等学校又は高等専門学校に在学する者又は入学する見込みのある者」と定めていますが、中等教育学校の後期課程も該当いたしますので、今回新たに中等教育学校を加えさせていただくものでございます。また、対象者の文言を整理し、在学している者と改めるものでございます。

以上です。よろしくご審議の上、お願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第10、議案第67号 玉村町田中奨学基金条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第68号 玉村町大澤奨学基金条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第69号 玉村町奨学金支給条例の一部改正について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第13 議案第70号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第5号）

○日程第14 議案第71号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○日程第15 議案第72号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○日程第16 議案第73号 平成27年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○日程第17 議案第74号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○日程第18 議案第75号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2

号)

○日程第19 議案第76号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)

○日程第20 議案第77号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算(第2号)

◇議長(高橋茂樹君) 次に、日程第13、議案第70号 平成27年度玉村町一般会計補正予算(第5号)から日程第20、議案第77号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算(第2号)までの8議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(高橋茂樹君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第70号から日程第20、議案第77号までの8議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 貫井孝道君登壇]

◇町長(貫井孝道君) 議案第70号 平成27年度玉村町一般会計補正予算(第5号)についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に5億3,157万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億7,521万9,000円とするとともに繰越明許費、債務負担行為及び地方債の追加等をさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず歳入では地方交付税、国、県支出金合わせて1億912万2,000円、特別会計への繰入金111万円、前年度繰越金1億884万4,000円、地方債として小中学校の空調設備新設工事に3億1,560万円をそれぞれ追加し、また群馬県が実施する板東大堰基幹水利施設保全対策事業費が確定し減額となるため、地方債3,100万円を減額させていただくものでございます。

次に、歳出ですが、総務費では社会保障・税番号制度導入に伴う町税の照会証明システム等の改修経費、消耗品費、郵便料の追加でございます。

民生費では、老人福祉センターの外壁改修に伴う実施設計及び工事経費のほか、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行等に伴う介護保険、介護予防サービス特別会計への繰出金や保険基盤安定負担金の増額に伴う後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。また、サービス利用者等の増加に伴う障害者自立支援費や福祉医療給付費の追加を行うものでございます。

保育所費では、正規職員の人事異動やゼロ歳児の入所増に伴う臨時職員の雇用経費の追加でございます。

次に、衛生費では、ごみ処理量増加によりクリーンセンター焼却炉の運転回数がふえたことによる燃料経費等の追加を行うものでございます。

農林水産業費では、道の駅玉村宿の食堂及び売店の昼食時の混雑を解消するため、券売機の増設経費を追加するものでございます。

次に、土木費では、町道220号線道路改良事業地内の所有者不明土地の買収を進めるため、弁護士への財産管理の委託経費等を追加するものでございます。また、文化センター周辺地区の造成完成後の土地を買い取り希望するハウスメーカーの提案を審査するため、宅地造成事業特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

教育費では、懸案でありました小中学校6校に空調設備を新設するための工事経費と、小中学校、幼稚園、学校給食センターの修繕等の追加を行うものでございます。

なお、繰越明許費の追加については、小中学校の空調設備新設工事は来年の夏までの工期を予定しておりますので、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。また、債務負担行為については、道の駅券売機の賃貸借料、中央小学校プール塗りかえ塗装等工事などで早期に発注することにより、事業の進捗を図るものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第71号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,861万1,000円とさせていただくものでございます。補正の内容ですが、まず歳入として繰越金を113万5,000円増額するものでございます。

次に、歳出として食事療養費制度改正に伴うシステム改修に必要な経費として21万6,000円、後期高齢者支援金の不足に伴い84万円、前期高齢者納付金の不足に伴い7万9,000円を増額するものでございます。

議案第72号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ544万2,000円の増額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,382万5,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしまして、歳入につきましては、平成26年度の事務費精算分として繰越金を122万9,000円増額、保険基盤安定繰入金を421万3,000円増額するものでございます。歳出につきましては、一般会計返還金を111万円増額、保険料納付金を11万9,000円増額、保険基盤安定拠出金を421万3,000円増額するものでございます。

議案第73号 平成27年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説

明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ121万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,891万5,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金、前年度繰越金を増額するものでございます。

また、歳出につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業、これからは総合事業と申します。総合事業を平成28年1月から実施するに当たり、予算の組み替えを行うものでございます。具体的には、要支援者の訪問介護と通所介護が地域支援事業の中で新たに総合事業のサービスとして位置づけられます。平成28年1月以降に、要介護・要支援認定申請の更新申請や新規申請時に、総合事業対象者と思われる方に対し、本人の希望や状態を踏まえ、基本チェックリストを実施し、地域包括支援センター等が立てる介護予防ケアマネジメントにより、円滑にサービス利用につなげることとなります。

なお、訪問看護や福祉用具貸与などを利用する場合には、今までどおり要介護・要支援認定が必要となります。利用できるサービスといたしましては、当面は現行相当のサービス及び通所型短期集中予防サービスの利用となります。更新申請時期が来年の12月と遅い方につきましては、引き続き介護給付でのサービス利用となり、1年をかけて総合事業に移行することとなります。したがって、今回の補正では総合事業となる経費を計上するとともに、総合事業分の国民健康保険団体連合会への審査支払い手数料をその他諸費とし、増額するものでございます。これは新設でございます。その他諸費に新設をして増額するものでございます。

なお、現行相当のサービスから多様なサービスへの移行につきましては、生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体を12月に設置し、さまざまな方々の意見を伺いながら、多様なサービスをつくり上げていきたいと考えております。また、今までの介護予防事業につきましても総合事業への移行に当たり、一般介護予防事業費を新設し増額するとともに、介護予防事業費を減額するものであります。

最後に、特定入所者介護サービス費における非課税年金勘案の事務処理に伴い、基幹総合業務システムの介護保険システムの改修費を計上するものでございます。

議案第74号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ176万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,515万8,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、介護予防サービス計画費収入及び総合事業の実施に伴い、介護予防ケアマネジメント費収入を新設し、一般会計繰入金を増額するものでございます。歳出につきましては、

一般経費を執行状況の見込みにより減額し、要支援認定者に対する介護予防ケアプラン作成件数の増加及び介護報酬の改定に伴い、介護予防ケアプラン作成委託料及び総合事業の実施に伴う介護予防ケアマネジメント作成委託料を新設し、増額するものでございます。

議案第75号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本案は、歳出予算における款項の区分ごとの金額を第1表、歳出予算補正のとおり変更するもので、予算の総額に増減はなく、歳出のみの補正でございます。

主な内容ですが、老朽化した自動車の買い換えや公共ます設置など小規模工事費の増額、事業費がおおむね確定したことによる委託料、利子償還金の減額などがございます。

次に、金額ですが、公共下水道維持管理費の委託料を81万円、公債費の利子償還金を204万円減額し、公共下水道建設費の自動車購入費を125万円、工事請負費を160万円増額するものでございます。

議案第76号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万4,000円を増額し、その総額を707万4,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、平成26年度に先行買収した土地を公募型企画提案方式により事業者を選定、売却するに当たり、その審査を行う審査員へ謝礼として支払うものでございます。

まず、歳入ですが、他の会計からの繰入金を2万4,000円増額するものでございます。

歳出は、審査員の謝礼を2万4,000円増額するものでございます。

議案第77号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。債務負担行為についてですが、来年度から5年間かけて予定している玉村町水道施設維持管理業務委託が6,420万円、今年度から来年度にかけて予定している配水管設計業務委託が1,210万円、配水管布設替工事下新田地区分割1号が4,400万円でございます。このための補正でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、8議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第13、議案第70号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第5号）、これより本案に対する質疑を求めます。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 34ページの小中学校空調設備新設事業について何点かお尋ねします。

教育債として3億1,560万円を計上しています。この返還方法というのですか、基準財政需要額にどのように組み込まれるのか、その点の財源の対応についてまずお伺いします。

また、4ページに繰越明許となっているわけですが、年度わたっての工事になるということですが、具体的な工事日程についてどのような計画をお持ちなのか、この2点についてお尋ねいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 地方債を発行しまして、後年度に元利償還金が当然計上されてくるわけでございます。その元利償還金の支払いについて、交付税上で普通交付税のほうで基準財政需要額のほうにどのぐらい、要するに算入されるかというふうな質問だと思います。

基本的には、これは国庫補助を全く受けなくて、全て地方債の対象経費の75%の充当率の地方債が、先ほど申し上げております3億1,560万円であります。その元利償還金につきまして、元金と利息合わせた元利償還金の約3分の1が交付税のほうに算入されます。

それと、もう一点は繰越明許の話ではありますが、工期につきましては教育委員会のほうからお話をさせていただきますが、これにつきましては早目に、町長の説明がありましたとおり早く、要するにエアコンのほうを設置したいということでありまして、今年度契約のほうさせていただきますして事業費の約40%を平成27年度で消化させていただきますして、残りの60%をここにあります繰越明許費2億7,244万5,000円、これが約6割の額であります。これを28年度で消化すると、合わせて4億数千万円の事業になるということでもあります。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） それでは、工期の関係について私のほうからご説明したいと思います。

本日ご議決をいただきますと、来年の2月から8月の夏休みまでを予定しております。主な内容につきましては、空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン、これを普通教室が115、特別教室40、合計で155教室に設置します。それからキュービクル、それからフェンス等の設置等を含めて全部行っていきたいと思っております。

工期日程については以上でございます

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 財源のことですけれども、総額の70%が教育債に認定をされたと。償還については、返済額の3分の1が基準財政需要額に計上され、将来交付税に上乗せをされると、こういう説明でよろしいのでしょうか。

それから、もう一点工期について。夏には間に合う、心配の声が出ているのです。まさか夏休みに

つけるなんていうことを考えていることはないでしょうね、確認をしておきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 70%ではなく75%です。75%の充当率でございます。たしか償還期間は35年程度だったと思うのです。耐用年数がありますので、その耐用年数に合わせたのですけれども、これはちょっとあれなのですけれども、その間の約3分の1の交付税算入率ということであります。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） 工期の関係でございますが、なるだけ早い時期に実施したいと考えておりますけれども、場合によっては夏休みを利用してやることになる可能性もありますので、その辺については十分ご了解をお願いしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 夏休みを利用すると秋になってしまうよね、エアコン使うのは。夏休みの前の暑さに何とか対応したいというのが、保護者や子供たち、我々の願いなわけでありまして、何とか工程に合わせた工事の進捗をぜひ期待しておきたいと思います。その決意を聞いておきたいのですが、逃げ口上を言われては困りますので、確認をしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） その点につきましては、宇津木議員のご指摘のとおりでございます。ただ、工事の関係につきましては、はっきり夏休み前にできるということはちょっとお約束できません。内容によっては、夏休みを使って仕上げるという形になる可能性もありますので、その辺についてはお含みいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 今の項目ですが、要するに小中学校全部の空調設備のお金は幾らかかっていますか。これは中央小学校の分まで含めて、概略どれぐらいのお金を要するわけですか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） 今回のエアコンだけではなくてですか。今回予定しておりますの

は、議案書にも載っておりますとおり、全額でいいますと34ページのところにあります工事につきましては4億5,344万5,000円、管理費といたしまして691万2,000円でございますので、合計いたしますと4億6,035万7,000円でございます。

〔「中央小学校」の声あり〕

◇9番（町田宗宏君） 中央小のエアコンの関係ですか。

〔「含めて」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） これは、約というふうにお伝えしたいと思います。済みません、中央小でしたよね、中央小以外ならわかるのですけれども。中央小につきましては全体の工事費の中から積算されていますので、それは今出ますかね、ちょっと済みません、私勘違いしまして、中央小以外の分はここに今4億6,000万円程度の中では把握しているのですが、申しわけありません、失礼しました。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小板橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小板橋 保君） 中央小につきましては、全体で7億円かかっておりますけれども、その中の一部に入っております。ちょっと正確な数字がわかりませんので、後で回答ということによるのでしょうか。

〔「はい、いいです。後でお願いします」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 素朴な質問で申しわけありません。

以前は、国のほうから補助金もらえないから、それでやらないのだという話、そういう経緯だと思っておりますけれども、またここでやるという、これは何か心境の変化というか、どんな理由か、その辺をちょっと聞いておきたい。素朴な質問で申しわけありません。

◇議長（高橋茂樹君） エアコンのことでいいのですか。

◇2番（渡邊俊彦君） エアコン、空調の話です。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） お答えいたします。

今までいろいろな経過でご指摘いただきながら、議員さん方々からいろいろ要望等をいただきました

た。そして、周りの状況も踏まえながら、やはりこの暑さの状況について早急にとということと、もう一つは中央小の大規模改造の中にエアコンの設置も含めております。したがって、小中学校の中央小だけというわけにはいきませんので、今回こういうような手だてを打ったということでご理解いただければありがたいというふうに思います。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 経緯等はわかりましたけれども、そうであるならば9月議会に出せば、さらに終了が早く終わって子供たちのためにもなるのではないかと思いますけれども、その辺いかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小板橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小板橋 保君） その点については議員さんご指摘のとおりなのですが、できれば国の補助金を利用したいという考えがございました。現在も補助金については申請をしておりますけれども、今回ご議決をいただければ、補助金のほうにつきましては、その補助金の決定前に工事を始めてしまいますので、それについては申請を取り下げるとい形になります。可能な限り補助金を利用したかったものですからここまで来てしまったと、そういうことがございますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） 1つ先ほどの教育費の小中学校なのですが、この管理委託料というのは、要はこれ管理費だと思うのですが、この管理費という中身というのをちょっと教えてもらえますか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小板橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小板橋 保君） 管理委託料691万2,000円計上してございますけれども、実際実施設計等は26年度で設計してございますので、その設計に基づいて工事が設計書のとおり行われているかどうかと、そういうものを見ていただくためのものがございます。細かいこととお話ししますと、週1回工程会議というものを開きまして、その中で工事が設計のとおりに行われているか、それを全部管理していただくのが主な内容になりますので、よろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） この管理費というのは、工事請け負いの中の管理費というわけではないわけ

ですね。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） 工事費とは全く別なものでございます。その設計書に基づいて工事が行われているかどうかというのを管理していただくための費用という形で、ご解釈をお願いしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） では、それは設計士のほうの管理費ということですか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小坂橋 保君） そういう形になるかと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） ページでいきますと、4ページの道の駅の券売機の賃借料と、それからそれに関連して今回予算にのっかっています30ページの道の駅玉村宿の借り上げ料、これについて質問しますけれども、券売機という内容で1点ですが、単価計算の内容の話と、それからリース契約になるということになりますので、これについての関連の説明をちょっとお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） こちらにつきましては、現在道の駅の中に設置しております券売機が1台ございますけれども、それがちょうど売店と食堂の間にあるというような形で、両方のお客様がそこに並んでしまって玄関口のところの通行に支障を来すような状況になっているというようなことがございまして、1台増設を図って、ある程度分けて使いたいという、そういうものでございます。

そして、もともと入っております券売機のほうが60カ月のリースになっておりますので、そちらと足並みをそろえたいというのが原則でございまして、来年の1月からを想定しますと、その60カ月の残りが51か月になりますので、今年度分として3か月分のリース料を今回予算計上させていただいて、債務負担行為のほうでは51から3か月引いたところの48か月分を債務負担行為のほうに計上させていただくと、そういう経過でございまして、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 券売機が1台で、今入り口で混んでいるわけですね、そこに2台になるわけですが、2台目は設置する場所だとか、先ほどの今の1台目のところで人が混んで通行ができないという状況を解消するようなことについては考えているのでしょうか。今回は予算ですので、それを購入するリースだけの話ですが、その辺についてちょっとお伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 場所が決定ということではないのですが、基本的には2台目についてはある程度西側のほうにずらして、今あるのはそのままにして西側のほうに増設を図って、少し離すような形を想定しております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 3回目で、西側というのは具体的にどの辺の位置という形なのでしょうか。そこに設置されたとしても、入り口にある券売機自体は残るということであればそこに並んでしまうかと思えますし、どちらかという西側の入り口よりも、中央の入り口のほうにやっぱり人が入ってくるかと思うのですが、その辺のところはまだ何ら考えていないということで、ちょっと予算と違うあれなのですが、ということによろしいのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 増設につきましては、基本的には西側と言いましたけれども、ちょうどお店のカウンターが終わったところにソーラーシステムのデジタルの表示があると思うのですが、テレビみたいなのを2つ置いてあるのですけれども、そのあたりを想定してございまして、分散化を図りたいというようなことで考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 道の駅の券売機のことなのですが、同じものを入れる予定でしょうか。今あるものと同じものを2台目に想定しておりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） そのとおりでございまして、同じものを想定しております。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） あそこになぜ混んで並ぶかってわかっていますか、あれが非常に使いづらいからなのです。

それで、私も時々行ってみますけれども、結局使いづらいので、レジの方がすいていると、そこへ行って教えています。2台になったら教える人が2人要るのです。そんな状態が続くことがいいのかということと、私はあれは買ってしまったものなのかなと思ったけれども、リースだったら違うものに買いかえたほうがいいのかと。結局人が来るのは真ん中に入ってきます、西のほうには入りません。出る人はいるかもしれないけれども、初めて来た人はあそこから入りません。ということは、結局あその場所に並ぶことになると思います。なぜ並ぶかということをしかり考えないと、お客さんが山ほど来ているから並んでいるわけではないのです。あれが使いづらくて、買えないから人が並んでいるのです。そこら辺をしかり考えないと、2台にしても解消されないと思いますが、そこをどう思いますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 同じものにするという前提でございまして、旧式のボタンだけというもの、周りの状況を見ればまだまだあると思うのですけれども、そちらですと、なかなか商品のイメージというのが画像をもってわかるということがしにくいものですから、最新式でわかりづらいいと言われればわかりづらいかもしれないのですけれども、一応最新式ということでこれを普及していきたいというふうに思っております。可能な限り店員によるサポートはできるだけ続けていくということと、ある程度今現在あるものは売店のほうのを専門にして、食堂の部分は西側に持って行ってそちらでということと、メインとすればその売店のところの入り口から入る方が多いかもしれませんけれども、食堂で買う分については、そこから西へ向かっていただくというふうに流れをつくって分担を分けるという想定をしております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） なぜ真ん中の券売機が混むかということは、食肉のコロッケなんかがありますよね、入っていくとすぐありますけれども。あれを一つ一つ券売機で買わなくてはならないということは、すごい不効率なのです。私も買って見ましたけれども、本当にあれ一つ一つコロッケを選んで券売機で買う、もうあそこで列ができてしまうのです。お年寄りなんかは、やっぱり相対してコロッケきょうはどれがおいしいですかとか、これは売れていますよとか、そういうふうにコミュニケーションをとりながら、ではこれを2個買おうと思ったけれども、3個にしますというコミュニケーションが必要なのであって、券売機で一つ一つ何のコロッケこれ、何のコロッケをこれというふう

に選んでいると、物すごく時間かかるのです。ですから、多くの人の意見を聞いてみると、券売機でコロッケを買う必要はないという意見が多いです、大方のそういう意見が。食堂は券売機で券を買ってもいいと思います、カレーとかラーメンというのは。ですから、入っていったところのコロッケを券売機で買うという見直しは、もう一回したほうがいいと思うのです。そうすれば真ん中の券売機が混まないです。食堂だけに券売機をすれば、それを西につければいいことであって、真ん中が混むという理由は2つが一緒になってしまっているからなのです。大変使いづらいという声は皆さんも承知していると思います。コロッケを券売機で買う必要はないのです。相対して買えば、もっとコロッケだって実際売れますよ、だって2個買おうと思ったのを、これおいしいから3個くださいとかって、それはコミュニケーションの中で生まれることであって、3個買おうと思ってきた人が券売機で一つ一つ買おうと思ったら、もう2個でいいや、1個でいいやとなってしまうのです。その辺の見直しをもう一回していただいたほうが確実にいいと思います。これは多くの人の意見ですが、その件については耳に届いていますか。

◇議長（高橋茂樹君） 質疑は補正予算の質疑なので、お願いいたします。

◇6番（備前島久仁子君） 済みません。ですから、券売機を買うことの、コロッケなんかのそういうことを分けること、そういうことも考えて券売機をもう一台ふやしたほうがいいのかどうかという検討をされたのかどうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 総合的に考えまして、全部把握しているかどうかわかりませんが、いろんな意見もあるかと思いますが、総合的に考えて2台にすることが利用者の利便性を図る上で一番だという結論に至ったために今回要求をさせていただき、計上させていただくというものでございます。

なお、コロッケ等のほうは、大量買いの場合には紙による注文というのも実際ありまして、そのところに紙が用意してあるかと思っておりますので、その辺でご理解いただければというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 3回目の質問はしていなかったのですが、券売機の1日稼働率と申しますか、何人ぐらいの人が使用していて、1時間に何人当たりとか、そういうのもいいのですけれども、どのぐらいの人がこの券売機を使っていますか、1日平均というか、一番混んでいる日でもいいのですけれども。

〔「稼働率」の声あり〕

◇10番（三友美恵子君） 稼働率です。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） レジ通過者ということで、月に3万円とか4万円とかという数字が出ているのはわかっているのですけれども、そちらの券売機とレジ通過者の区分けについてはちょっと把握しておりません。だから、要するに券売機が何回出ているかは、私が今現在把握していないだけであって、実際には記録としては残っているはずでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 39ページ、一番下です。尾瀬学校推進事業マイナス242万1,000円、そのマイナスの理由は何か。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小板橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小板橋 保君） 町田議員ご指摘の尾瀬学校につきましては、南中、玉中の1年生が、それぞれ県が100%補助しているものでございますけれども、南中がことし台風の影響によりまして中止になりました。その分減額するという形になっております。

手数料につきましては、これはガイド料の減額でございまして、自動車借上料につきましてはバス代の減額でございます。南中の1年生が中止になったことによって減額という形になっておりますので、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） この事業は、たしか大澤県知事が知事になって、群馬県にもこんないいところがあると、群馬県内の小中学校を卒業する生徒、1回は尾瀬沼を見学行ったほうがいいのではないかということで始めたのだと思いますが、南中の事業を中止しましたけれども、これは来年度実施することにするのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小板橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小板橋 保君） この点につきましては、学校のほうの行事の日程等の関係もございます。今のところ南中さんのほうから、当然1年で行けませんでしたので、2年生に上がってからということになると思いますが、2年生の年間の行事の中で尾瀬学校が組み込まれるかどうか、その

辺によってあるのですが、今のところ上がってきておりませんので、ことし行けなかった1年生につきましては、来年も行けないという形になるかと思われませんが、まだ確定ではございません。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「はい」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 3回で終わりです。

〔「3回目」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 終わりです。町田議員については3回、最初1回しています。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 32ページの220号線の不動産鑑定委託料なのですが、道路のどの辺の部分の面積も含めて対象なのか、ちょっと教えていただきたい。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今220号線、広幹道、下之宮から工業団地に抜ける道路ということで改良させていただいているわけですが、今現在用地買収を進めております。

そういう中で、個人のお宅のところを用地買収しようと思いましたが、そこに一部表示登記のみされている場所がありまして、所有者がはっきりしないというものがございます。今度は起業地というのですか、道路拡幅のために係る用地の中にこういう土地がありまして、そのまま道路にしてしまうわけにもいきませんので、今回弁護士等に財産管理の委託をして、町のものに移していきたいというふうに思ひまして、その手続の委託料でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） そうしたらどの辺の部分ですか、道路の下之宮からこういうふうに、それとも箱石、川井のほうへ行きますよね。中のどの辺の部分で、今この工事はどの辺まで進捗しているかもちょっとお尋ねしたい。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） どの部分かということですが、ちょうど真ん中ぐらいですかね、真ん中ぐらいのところ個人用地を買収しようというところで調査をしましたら、そういうところが1カ所あったということでございます。

あとは、全体的な工事の進行状況ということでございますが、今現在下之宮の交差点から一部工事を行いまして、広幹道への取り付け道路というような格好でさせていただいています。今年度は、国

庫補助金等の関係もございまして、用地買収を住宅等まで大分進めてございます。あそこに神社がございまして、神社の北あたりまで今年度用地買収がうまくすればいけるのかなというところでございます。工事につきましては今年度は進まないという予定で、今年度は用地買収のみということでございます。よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

〔「中央小のエアコンの費用」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） では、町田議員の前回の質問の中央小の。

学校教育課長。

〔学校教育課長 小板橋 保君発言〕

◇学校教育課長（小板橋 保君） 先ほど町田議員さんのほうからご質問いただきました中央小学校の空調整備の費用なのですが、金額を読み上げます。約7, 572万円が中央小学校の空調設備の費用でございます。大変失礼いたしました。

◇議長（高橋茂樹君） それでは、質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

3番石内國雄議員。最初は反対の討論。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 本補正予算の反対討論を行います。

おおむねこの補正予算はいいとは思っているのですが、今質疑の中でありましたように道の駅玉村宿のOA機器の借り上げ料及び債務負担行為の補正、合わせて366万円については、必要性、利便性の検討が不十分であり、その検討はさらに深めたところで上程すべきと考え、この補正の修正をされるのであれば是としますが、これが入った段階では反対という形でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時42分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 議案第70号には異議がありましたので、起立による表決を行いました結果、賛成7、反対7ということで議長裁決します。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認め、議長裁決、原案どおり可決します。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第71号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第72号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第73号 平成27年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 14ページお願いします。この中で二次予防事業207万3,000円というのは、全額使っていないで減額補正ということなのですけれども、これいろいろあるのですけれども、その前にきょう12月ですけれども、11月ごろまでに何の事業もしなかった、またはできなかったのか、またはこれから年度末にかけて事業をする予定があった予算の計上なのか。そこら辺で使い道について、今度の町長の提案説明で出ました来年の1月から取り組む総合事業のほうに振りかえる、そういうことだと思うのですけれども、まず今まで1つも事業は進めていかれなかった、そこら辺の原因から質問いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） この件につきましては、質問者の言われるとおりもう12月ですから、半年以上過ぎているわけです。今まで使った分も含めて組み替えということになるということでご理解いただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 使ったことについてと言われましたけれども、これ一銭も使っていないわけですね、私も前の予算書を見ましたけれども、全く207万3,000円を。この中で見ると60万円の委託料、これが何か委託事業があって、それに付随するいろんな賃金ですとか、そういう負担金なんかが発生してトータルで207万3,000円なのか。そこら辺で、まず使わなかった理由も1つ聞きたかったのですけれども、質問3回しかできないから。

それと、介護保険制度の改正によって、新制度に今度は移行しますよね。この間も全協で、いろいろ課長からパンフレットについても説明があったわけですが、この中でスタートが早いほど条件がいいというふうな話の中で、玉村町は1月から要支援1、2の新しい介護予防事業、総合事業をスタートするとあって、ちょうどその事業にこの207万3,000円がそっくりそちらの介護予防・生活支援サービス事業のほうに振りかえられるのかな、そんな感じはするのですけれども、振りかえられることは結構なのですけれども、では議案書をつくったのは11月末でしょうから、今まで何で12月までに何の事業もできなかったのかな。また、まさか1月から新制度に移行するとは4月の時点では想定しなかつたらうと私は推測するのです。そのときに推測していればこういった項目の予算措置はとらないで、介護予防・生活支援サービス事業のほうに207万円がついてもよかつたのではないかな、そういったことで私はちょっと質問しているのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午前10時50分休憩

午前10時50分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 大変申しわけございませんでした。この予算については、今までまだ支出はしてございません。それで、今度の新総合事業の切りかえについて全額を移行させていただいて、総合事業に移っていきたいということでご理解いただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 3回目なので、これが最後なのですけれども、今課長が言われるとおりののだと私も想定しました。

そうなのですけれども、たまたま総合事業は今度の1月からスタートできるから、そっくりこれが流用できるというか、使えるのですけれども、これがもし介護予防・生活支援サービス事業の総合事業というのが仮に新年度4月以降になった場合には、この200万円というのはまるっきり減額補正するものだったのか。そういったことをしないと、決算審査で何でこんなに不用額があったのだということ指摘されることもあると思いますけれども、そこら辺で、だからこの予算を組んだときには、この事業はどういうことを想定したのかなということは、私は1つ疑問だったわけです。それを今まで何の事業もせずにここまで来て、だけれどもたまたま受け皿が、1月から総合事業があるからそちらにつけ加えられるというか、変えられるから、うまいぐあいと言うと語弊があるかもわかりませんが、そういうふうな使い道が変わったから有効にこの予算が使える、消化できるというふうには私も感じますけれども、わかったらというか、当然新年度予算組んだときのこういう事業、何らかの委託料60万円もあったのだから、業務委託して何かしたかったということだと思えるのですけれども、今さら聞いてもしようがないかと思えますけれども、ちょっと参考のためにそういったものは、こういうことを計画したのだけれども、見送りになりました。ついては、減額補正してゼロになるけれども、新年度の総合事業に振りかえてスタートしますと、そこら辺の話をもう一言確認したいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 来年の1月から総合事業に移行するというところで進んでいるところでございますが、万が一移行しないとしても二次予防、状態が落ちないように健康相談とか筋トレとか、いろいろそういう事業は今までもやっていたわけですから、その事業はこの予算を使わなくても、そういう別な機会でも二次予防については、その辺の指導はしてきたというようなことでございまして、それで今回1月から移行したいというようなことで、これを予算がえをしたいということでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第74号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第1号)、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第75号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、これよ

り本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第76号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第77号 平成27年度玉村町水道事業会計補正予算（第2号）、これより本案

に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 2 1 議案第 7 8 号 指定管理者の指定について（玉村町総合運動公園及び玉村町東部工業団地内運動公園、玉村グラウンド・ゴルフ場）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 2 1、議案第 7 8 号 指定管理者の指定について（玉村町総合運動公園及び玉村町東部工業団地内運動公園、玉村グラウンド・ゴルフ場）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第 7 8 号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、玉村町総合運動公園及び東部工業団地内運動公園における 3 年間の指定管理期間が平成 2 8 年 3 月 3 1 日をもって終了となるため、新たに玉村グラウンド・ゴルフ場を追加し、引き続き指定管理を行うに当たり、応募者を町のホームページ及び広報等で広く事業者を公募し、指定管理候補者選定委員会において応募者の経営基盤、提案内容等を十分に審査し、その結果、施設の管理運営を適切に行える事業者として選定をいたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条に基づき提案をさせていただくものでございます。

まず、管理を行わせる公の施設の名称は、玉村町総合運動公園及び東部工業団地内運動公園、玉村

グラウンド・ゴルフ場で、指定管理者となる団体の住所及び名称は、群馬県佐波郡玉村町大字上福島525番地、企業組合群馬中高年雇用福祉事業団であります。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 今度のになった企業ですけれども、引き続きだと思っておりますが、今までの3年間のよかったところと、この点数が上というのはわかるのですけれども、点数ではなくてどんなところがよかったかというところ、今後この企業に対して期待するところとか、そういうのがありましたら教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 今回の議案にかかわる部分について私のほうからお答えいたします。また、今までの指定管理状況については、担当課長よりお答えということでよろしいでしょうか。

まず、今回の総合運動公園等の指定管理の選定におきましては、経費の削減努力をしているとか、あとは今回の提案の価格ですか、指定管理料のベースとなる価格が高い、低いということもあるのですが、やはりサービスの向上というものがどれだけ図られるか、そういったものを主眼に、この指定管理の選定委員会の中では審査を行っております。

これは、従来どおり一貫した姿勢で、そういうようなことを行っております。でありますので、今回の選定におきましては、ここにも議案の中に説明に書いてございますように、合計得点において69.0点という比較優位の点をとっておりますし、総合点においても優位な得点を獲得しておりますので、今回議案としてお示しいたしました業者を指定したいという議案の内容になってございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 今まで3年間の実績、この件につきましては3年間、総合運動公園と工業団地内にある東部運動公園、この2カ所を管理していただいたわけでございます。

公園の管理ということですから、木の剪定、芝生の管理ということが主な内容になると思いますけれども、これはやはり運動場でございますので、利用者が快適に過ごせるような管理運営をしっかりと

していただいたということで、再度お願いしたいというふうなことになったと感じておるところでございます。よろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 今まで1番、2番目の運動公園と東部工業団地内の公園と2つをしていたわけで、新たに今度グラウンド・ゴルフ場も指定管理ということに加えるということで、今まで1番目と2番目を指定管理に出していた部分が、27年度の当初予算額の2,400万円が2つの金額だったのでしょうか、それともこの2つと、また3つ目のグラウンド・ゴルフ場を別々に出していた場合の2,400万円だったのでしょうか、この27年度当初予算の金額について。それが3つにすることによって少し安く、おおむね2,100万円という削減ができるから、その3つを含んで指定管理に出すということなのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） お答えいたします。

この説明書にございます27年度の当初予算の予算額なのですが、これにつきましては27年度まではグラウンド・ゴルフ場だけ別個に委託してございました。その費用も含めた額で見積もってございます。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） グラウンド・ゴルフ場は人もいなくて、入場料とかそういうものは取っていないわけでありましてけれども、先ほど言われたみたいに芝の管理ですとか、また樹木の管理ということだけで、今後人を置いて何かをするということではなくて、あくまでもグラウンド場の整備ということの指定管理ということによろしいのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 現在は、グラウンド・ゴルフ場常駐はおりませんが、指定管理された場合は常駐1人置く計画しております。よろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 経費が少なくなったので、どうということはないのかもしれないのですが、

今まで玉村グラウンド・ゴルフ場は500万円近い予算をつけて管理をしていただいたと思うのです。

それがプラスになって、今回この案では総合運動場と東部工業団地内の公園と玉村グラウンド・ゴルフ場。この玉村グラウンド・ゴルフ場がプラスになったにもかかわらず、平成27年度の予算2,440万円よりも、さらに340万円ほど経費が少なくて2,186万円ほどで指定管理すると。どうも合わないのですよね、普通に素直に計算すると、平成27年度は2,440万円ほどかかっているのですから、それに500万円近いのをプラスすれば3,000万円ぐらいの予算でいいのではないかと、指定管理今度するのに。だけれども、全然数値が今度下がっていると。これは、なぜそうなったのか、ちょっと聞かせしていただきたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 答えが重複してしまいますが、先ほどの27年度の当初予算額2,400万円ほどの額の中に、総合運動公園、また東部工業団地運動公園、これは今までどおり従来指定管理しておったのですが、その経費と、あと玉村グラウンド・ゴルフ場は単独で業者委託しておりました。その予算、経費を合算した額がこの2,400万円になっておりますので、別にあるということではございません。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 別のを1つにしたから、少しは安くなっていいのだろうかもしれないのだけれども、27年度の予算よりも、さらに340万円ほど安くなっていると。本来なら、平成27年度の予算よりも若干でも高くなるなら理解できるのです。それで、この対抗している会社というのですか、そちらのほうが2,000万円ほどにしかなくなってないと、非常に安いわけです。それとの関係で、中高年のほうを2,100万円ほどに下げさせたのかどうかと、若干ちょっと勘ぐるとそういう感じもするのですけれども、そういうことは一切ないと、こういうことでよろしいのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君） この指定管理につきましては、業者の選定委員会というのが行われます。

業者の選定委員会は、相手の提案書に基づいてプレゼンを受けます。それまでは、その資料は全然見たことはないです。ですから、相手業者についてこちらがどうだこうだで、もう少し下げてくれとか、いろんな指導はやっておりません。ですから、プレゼンに出てきた数字がこれだということでご理解いただければと思います。ただ、この数字につきましては細目協議というのが今後行われている段階だと思うのですけれども、参考金額でありまして、この金額で契約するものではございませんので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） そうしますと、参考資料ですから契約額については若干の変更があるということですが、議会はこの参考資料を基準に我々は賛否をあらわすわけですが、したがって、もしもこの提案価格に変更がある場合は再度議会で審議をすると、こういうことでよろしいのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君） 決まりました来年度の委託経費、これにつきましては来年度予算に計上されますので、そのときに審議していただくという形になるかと思えます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第22 議案第79号 指定管理者の指定について（玉村町社会体育館）

◇議長（高橋茂樹君） 日程第22、議案第79号 指定管理者の指定について（玉村町社会体育館）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第79号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成18年度から導入を図っております指定管理者制度に基づき、玉村町社会体育館について指定管理者の指定を新たに行うものでございます。

社会体育館は、町民がライフステージに応じたスポーツ、レクリエーションを気軽に行い、これらの活動を通じた交流や健康、体力づくりの拠点として、子供から高齢者まで多くの町民が利用し、楽しむことができる場を提供することを目的として設置されたものでございます。現在社会体育館の管理については町直営にて行っておりますが、今回当町における7番目の施設として、指定管理者制度を導入させていただくものでございます。

指定管理者の指定に当たりましては、応募者を町のホームページ及び広報等で広く事業者を公募し、指定管理候補者選定委員会において応募者の経営基盤、提案内容等を十分に審査し、その結果、施設の管理運営を適切に行える事業者として選定をいたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条に基づき、提案させていただくものでございます。

まず、公の施設の名称は玉村町社会体育館。指定管理者となる団体の名称は、群馬県前橋市鳥取町668番地、株式会社日本水泳振興会で、指定期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） これを見ますと、指定業者で行うということなのですが、金額を見ますと何か一番高いところが選定されているようなのですが、その経緯、どうしてこれになったのだということ。そしてまた、1,700万円もかけて指定管理しなくてはならないと、今の状態ではだめなのかと、そのわけを。今までどおりでは何かふぐあいが生じているのか、そういう点をちょっとお聞きしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君） 笠原議員のご質問にお答えしたいと思います。

これなのですが、先ほど申し上げたとおり3社からのプレゼンを聞いた結果、選定委員会でこのような判断をしたということですが、結果及び選定理由のところの評点を見てもらうとわかると思うのですが、内容的に2番の事業計画の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮できるものであるかということの評価の中で、この事業者が最も社会体育館を利用して町のスポーツ振興に活躍できるのではないかと判断したのが一番高かったということでございます。

また、価格面ではやっぱり3番の事業計画の中で、管理に係る経費の節減が図られるものであるかというところでいきますと、ほかのところが高いということでございまして、そういうものを総体的に勘案しまして、町のスポーツ振興、玉村町では町長が掲げていますとおり町民1スポーツを推進して町の健康増進を図っているところであります。

社会体育館というのは一般的な体育施設と違しまして、皆さんが集まってトレーニングをすればいろいろあります。そういうものについて熟した経験を持っているところということで水泳振興会を選んだのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今副町長から説明あったのですけれども、事業計画の内容に、経費にできるかというのですけれども、点数を見ますと、これ3番目ですよ、18.5と、ほかは20で、こっちが落ちているのです。その件と、今度は金額で追っていきますと1位と2位との差が、皆さんこれ見たらわかるけれども、735万円の差が開いています。それと、1位と3位では788万円。2位、3位は差がないのですけれども、1位と2位の差がこんなに700万円の上開いていて、それなりの700万円だけのメリットがあるのかということなのです。

現実にはいろいろ利用している人の話を聞きますと、何か器具も十分に出していただけないということになっているらしいのです。だから、逆に指定業者になれば今後そのようなことがないのだとか、その辺のメリットを聞かせてもらわないと、ただ金額で追われたのでは、皆さん聞いている人もいるけれども、税金でこんなすごい金額では、高級自動車が1台買える金額ですから、はっきり3年間で。だから、これがどんなものになるかなということをやっと説明願わないと納得いかないのだと思うので、よろしく願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） お答えいたします。

指定管理制度そのものが始まったのが、民間企業の持つ能力だとかノウハウを活用して、従来直営で行ってきた、いわゆる公の施設、公共施設の管理運営を任せようというのが制度でありますので、その結果何がもたらされるか、どういうことになるかといいますと、委託したことによって公共サービスの質が高まっていくということが、指定管理制度の最大の狙いがございます。でありますので、玉村町における指定管理業者の選考過程の中にもサービスの向上でありますとか、事業者の能力でありますとか実績、そういったことに裏づけされた安定した運営管理ができるかどうか、その辺が非常に問われるところでございますし、採点の基準においてもそこを高く配点しているような選考を行ってございます。

おっしゃるとおり、提案価格においてはかなり開きがございます。それは事実でございます。ただ、そういったサービスの向上とか安定した経営管理につきましては、選考委員会の中でも高く評価されていた結果でございます。でありますので、今細目協議などを行ってございますので、この提案価格をベースにさらに企業努力を求めていくとか、その辺の交渉を行っている最中でございますので、この価格につきましては、あくまでも提案、参考価格ということでご認識いただいて、先ほど副町長が説明いたしましたように具体的な指定管理料につきましては、別途来年度予算の中で十分ご審議いただければと思っているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今説明は受けたのですけれども、これ見ますと運動のほうには、健康維持のために大分プロがやるからというけれども、これ水泳ではないですか。プールもないのに水泳、こう思ってしまったのです。確かにそれはプールでやるのだったら水泳、木原光知子さんだか何だか知らないけれども、そういう会社ならいいなと思う。だけれども、これ基本は水泳ですよ、はっきり言って。日本体育の、ほかから来てやってくれるならそこもあるけれども、水泳でやるのは泳ぐことだ、歩くと。中にはバーベルを上げたりするけれども、そんなにはないと思うのだよね。だから、やはりここまでやるのでこのくらい予算を持つのであれば、私の意見としては、町にもいろいろこういうインストラクターやっている人がいるのです。そういう人たちを臨時とか何かで雇ってやれる方法できないのか。

私が一番心配なのは、外部有識者、それと管理候補者選定委員会ってどんな人間がやっているのですか、本当に体育のことがわかる人間がやっているのか。有識者というのだから、ただ県庁に勤めたからいいの、どこに勤めた、そんなものではないと思うのだけれども、体育の場合は。だから、その辺をちょっと聞かせてください。どんな人がこれ全部やっているのか、どれだけ専門職でもってやっているのか、そういうことを聞きたいのです。だって、素人がやったってどうしようもないです。素人がやるとこんな間違いを起こすわけ、いろいろと。だから、やっぱり玉村町は町長が宣言しているとおおり、これからは介護度1、2はもう在宅だから、そうならないようにスポーツやるのはわかります。わかるけれども、これまでの偏ってしまった、水泳という名前がついていなければ私も文句言わなかったのだけれども、では水泳教える人がプールもないところで何を教えてくれるのだと、こうなってしまうのです。皆さんもおかしく思いませんか、それははっきり。基本的にはみんな同じだと言ったらそうなのだけれども、その辺をやっぱりちょっと検討願いたいと、こう思います。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 第1位に選定されました株式会社日本水泳振興会、確かに水泳という会社名はついておりますけれども、実際全国的にもそういう体育館とか、水泳以外のプール以外の施設についても指定管理を受けておまして、それなりのノウハウを持っている企業でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） やはり金額が気になるのですが、特に当初予算のほうで収入を除いて800万円です。いわゆる建物の入札とか、そういうような考えを入れたときに、上限だとかいろいろあって入札をする形もあると思うのですが、今回の場合は町の当初予算額が800万円で、それを全部超えている業者の中で、しかも800万円の倍の金額を提示してきているところに指定をしたいということですので、それについては非常に、うんと違和感を感じるわけです。確かにノウハウがあって、いろんなものがあるという形で、町民の方にとということだと思っておりますが、そこまで上げて、要するに町民の方の税金を使ってやるという話ですので、その辺のここに至ったという説明をもう少し丁寧にお話ししていただきたいと思うのです。

逆に言えば、約1,000万円、1,000万円と1,700万円の方のどこが、例えば提示されたプレゼン等の内容がどう違って、そこはもう全然、業者の名前でなくていいですので、中身の検討をしたときに、ここではちょっとあれですよということなのか。点数を見ると、確かに総合得点は高いのですけれども、最高得点ですけれども、そんなにうんと差があるという点数でもないのです。うんと差があるのは金額だけなので、そこをもう一度丁寧にご説明いただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君） 要するに金額の違いと選定理由の話だと思っておりますけれども、表に出ている名前の水泳振興会は振興会でいいと思うのですけれども、ほかと比べてスポーツの研修会だとか、町民のサークルの運営だとか、そういうものについてはプロで、実際に水泳振興会さん自体はB&Gの中で、B&Gというのはプールですけれども、プールの中に2階にフロアがありまして、そこでエアロビクスだとか、地域の方のスポーツ教室等をやって実績を持っています。

それで、B&Gのセンターの利用数も物すごくふえているということの実績はあります。そのような実績をもとに、社会体育館、実際の話午前の部と午後の部と夜があるわけですが、午後は中学生が3時ごろから部活で使うというのはありますけれども、お昼から使うまでの間に、主婦だとか高齢者向けの体力トレーニングの教室をやっていただくとか、そういうことで非常に細目的に利用がふえるのではないかと考えています。

また、ほかの2社につきましては、今まで体育施設、そういうスポーツの教室だとか何かをやったことがないというのが現実的なものでありまして、その中で評点が分かれたのではないかとということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） そうすると、町の呼びかけに関して社会体育館の管理をするに当たって、あとの2社の方はプロではなくて、そういうようなことをやったことないからということが大きな理由というふう聞こえてしまうのですが、要は今まで管理していたこと、さらにサービス向上というのは当然ですけれども、それで指定管理する目的というのは、住民の方へのサービスの向上と、それから経費の節減です。3社とも経費の節減にはならないのですけれども、それでもというのはまだあるのですが、ほかの2社がどの程度の内容で、要するにやったことがないからという判定だけでこういうふうになるのかというのだとちょっと納得はできないのですが、プレゼンをされたわけですよね、そのプレゼンをされたときの内容を、ちょっとそれであれば教えていただけますか。

それから、先ほど笠原議員のほうから話がありましたけれども、このところの選定委員会の外部有識者ですか、その方はどのような肩書の方で、庁内の役場の中の職員はどのような方がこの委員会に所属されて検討されたかも参考に聞かせてください。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君） 最初の比較の話なのですけれども、まず27年度の当初予算額の816万5,000円ですか、これにつきましては町職員の分は入っておりません。実際には臨時の方、窓口で受付されている方、それと管理で委託しているものが入っているということでご理解いただければと思います。

指定管理を受けますから、社会体育館にいる職員は何名か削るような形になりますけれども、その分は浮いてくるということでご理解をまず願いたいと思います。

それと、振興会さんなのですけれども、非常に専門的な方を配置していただいて、これをスポーツ教室だとか、何か夜間もやっていただけるという話だったので、その中について細目協議現在進めております。ですから、スポーツ教室だとか受益者から負担金を取るものについては、その部分を差っ引いて計算してくださいという部分で、若干参考価格から下がってきているというのが現状だと思います。だから、現在まだまとまっていない段階なので、その金額は言えませんが、そのような形で下げながら業務の内容を精査しているということですので、ご理解いただければと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 指定管理の選定委員会ですか、どういうメンバーかというお尋ねなのですが、条例に基づきまして学識経験者2名と町職員から成り、合計で10名以内というのが規定でございます。

今回の選定委員会につきましては、学識経験者といたしまして税理士の方、また金融機関にお勤めの方、そういう方が学識経験者として入っております。また、町職員といたしましては、委員長として副町長、また総務課長、あとはその施設を所管している担当の課長が入っております。今回合計で6名から成っております。

◇議長（高橋茂樹君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 収入とか、また契約で下がってくるとか、いろいろ話がありました。でも、この業者はいいのだという話ししか聞けない話なのですが。

あと、先ほど笠原議員が言いましたけれども、学識有識者の中に、いわゆるスポーツの体協の人だとか、この施設を実際に利用している人方とか、そういうスポーツに直接かかわる方々を入れないで、入っていないで金額の計算の税理士さんですね、それでふえてしまうのだからおかしいのですけれども、そういうような方が入っていただいて検討しているというのは何か非常に違和感があるのです。町民の方のニーズを捉えて、そのニーズに基づいて検討したのだというふうには非常に聞こえづらいのですが、もう一度その辺の、選考委員会をそもそも設定する段階でどういう考えであってこういうふうに決めていったか。この業者が非常に悪いとかなんとかという話では全然ないのですけれども、金額の設定だとか、選定する委員についてももう少し丁寧に、ご理解ではなくて、理解すぐすつと入るように説明をお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） お答えいたします。

石内議員さんお尋ねの住民の利用者のニーズ云々ということだったのですが、まずは公共施設を管理、所管しています担当課長において、それはその職務の中で十分ニーズについては把握しているはずでございます。ですから、今回も選定委員会においては、このような方式で現状玉村町では行っているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 海洋センターも、同じようにこちらが指定管理になっていると思います

けれども、海洋センターをこちらに指定管理してから大変利用者がふえて、また企画力もあってさまざまなイベントといいますか、健康増進のためにいろんなイベントをしているのはよく知っておりますし、また利用者が大変喜んで利用して、利用する数もふえているということも、よく私も利用していますので認識しております。

こちらに指定管理で任せる場合に、社会体育館は体育館内のイベントですとか、空き時間を利用してのいろんな企画、スポーツ企画、そういうものも含んでの指定ということでもありますけれども、社会体育館は外にも樹木とかいろいろありますよね、そういう部分の剪定ですとか、そういうものも全部含んでの今回の指定管理になってくるわけでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） もちろん施設全体の管理でございますので、樹木管理も含まれてございます。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） あの中にはトレーニングジムもあるのでありますが、今はトレーナーなどもいなくて、機械の使い方なんかもわからないという利用者なんかの声も聞くのです。ただ走りに行くだけでありますが、機械も確かにあるので、そういう部分も網羅できるような運営を、ぜひやるのであればしていただきたいと思うのですけれども、その点は交渉を今後していけますか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） その辺も、今後の協議の中に入れていきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） やっと指名してくれてありがとうございました。

副町長の説明とか課長の説明を聞いて、だんだん、だんだんわかってきました。それで、何が問題かという、平成27年度の予算と今度の日本水泳振興会の金額の違いです、2倍違うと。よくわかりました。要するに今の管理は受付だとか、そんなことしかやっていないと。しかし、今度の指定管理者に我々が期待するのは、それよりもっといっぱいほかのことがあるのだと、こういうことですよ、簡単に言うと。そういうところがわかるように資料をつくってもらいたいのです。

それから、この選定の基準の合計点、わずかに2.2点しか差がないのです。しかしながら、説明を聞いているとサービスが全然違うのではないかと、あるいは日本水泳振興会はこういう体育館の

管理などをしたことがあると、経験があるのだと、そのノウハウはほかの2社と全然違うのだと、これほど違うのだと、1.7倍ですか、それぐらいの差は十分にあるのだと、そういうことだと思っております。それがわかるように、選定基準を変えなければならないのではないかと私は思うのです。変えて、今副町長が説明したようなことがわかるような選定基準を設定すると。これしないと、ほかの事業について指定管理者を選ぶときに、また同じような質問が出てくると思うのです。ぜひそのところを検討してもらいたいと、これが1つと。もう一つ、指定管理者にすれば利用者がふえるのではないかと。ふえることが期待できると、こう言いますけれども、ふやすのに一番いいのは金額を下げることです。いいですか、上げたから利用者が減ったのです。またもとに戻してしまえば、あるいはもっと安くすれば利用はどんどんふえると。特にトレーニング室なんか、もっともっと下げれば物すごく利用者がふえると。それで、700万円も値上げするのですから、若干業者にもうちょっと下げろと言って、トレーニング室の機材をいいものを設置すると、あるいはいいものを買えば、こうすれば利用者はどんどんふえると思うのです。そこら辺の2点について、そうするかしないか、お答え願いたい。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君） 町田さんのご質問にお答えします。

たしか内容的には、要するに項目がありまして、その項目の中の点数を、仮に10から1の間にあって真ん中が5だとか、そういうところで点つけていくのですけれども、大幅に、ではここのはよかったから10にするとかというのは、なかなかやりづらい評点表かもしれないです。それは今後検討していきたいと思っております。

それと、選定委員のメンバーの話なのですけれども、実際にこの指定管理の説明をやったときは、もう少し大手のスポーツのサービスをやっている会社がいろいろ来たのです。ですから、我々は当然そういう会社も入ってくると思っていたという部分はあります。それで、そういうところがうんと入ってくれば、その中の物すごくいいものを選んでいこうということで考えていたのですけれども、手を挙げた方が3社だったということの違いでありますので、選定基準表については、今後もし見直せるところがあれば見直していきたいと思っております。

それと、利用者をふやすのに一番手っ取り早いのは料金下げるという話なのですけれども、この料金の話はずっと昨年から続いていると思うのですけれども、町としては利用者に対して、あそこのトレーニングルームの機械のメンテナンス程度の費用は持ってほしいなということで料金を選定しています。機械の損料、償却から何から全部町民に払っていただくということは考えておりませんので、一番安いラインで利用していただいているということでご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 選定基準については、これから検討してくれるようですから期待をしておりますが、利用者については周辺の市と比較して、高崎市だとか、藤岡市とか前橋市、そういうところと比較してどれぐらいの利用料は必要なのかと、もう一度検討してもらいたいです。

特に町長は、町民1スポーツということでスポーツを奨励しているわけです。そのことを考えれば、少しは利用料だけで賄えなくとも、その半分でもいいということで、たくさんの方がスポーツに親しむと、そういう環境をつくるのが重要だと思うのです。そこら辺のところをぜひ検討していただきたい、町長いかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） やっぱり今のこういう施設というのは、これを町民の人がたくさん利用していただいて、健康になっていただけるということが一番の大きな目的でございますので、今議員さん言われたとおり、どうやったら大勢の町中の方が、町民の皆さんがこういう施設を利用できるか、これはこれからも十分に検討していきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） この議案なのですけれども、いずれにしても金額が余りにも開き過ぎてしまうので、しっかりと説明しないと、町民にも何となく説明しにくい部分があるわけです。社会体育館を有効に使って町民の健康を、スポーツを推奨していくと、こういうことが目的ですから、金額が多少高くても有効に使えるのであれば、それはそれとしてよしとしなければならないと思うのです。

今回の選考基準は5項目あります。2の事業計画の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるかという設定です。配点基準は30点で、この業者は20点。だから、先ほど言うように次の業者は19点なら、次の業者は19.2、ほとんど差がないのです。ここが、30点が28点とか27点というならば、何となく落選組みと落札者というのが説明はつくのですけれども、この配点基準はほとんど変わらない。金額はこれだけ違う、だからよほどの効果的な説明をいただかないと。何となく思うのですけれども、日本水泳振興会群馬支店、海洋センターで実績を上げていると、これは認めます。結構うまくいっているなという印象を持っていますけれども、その辺ははっきりともう少しちょっとわかる形で説明をしていただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） この数値につきましては、各選考委員さんの平均点を積み上げた数字になってございます。

一方この中には、今回資料として具体的な数値は出しておらないのですが、総合得点というのがございます。600点満点なのですが、日本水泳振興協会さんは417点、他が404点、388点ということで、総合得点で申し上げますならば、ここで言われているような僅差ではないという数字がおわかりになっていただけるのかと思うところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 提出されていない資料を説明されても我々審議に困るわけで、出されたものを審議しているわけですから、こちらにこういう基準があるのですよと、これは見えてこないのです。

結局算定基準の2のところ、30点のところを20点幾つしかとっていないわけですからとても、これが28点とか29点とかとなれば、確かにこの業者で優劣がつくと、ただ金額だけは高いのだと。でも、社会体育館の有効活用を考えれば、その差額については目つぶって任せようではないかというふうな機運にもなるのですけれども、その辺の説明が、我々その選考の基準の会場にいませんですから空気が全くわからないのですけれども、その辺しっかりと説明をしていただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 議案としてお示した資料の表現の仕方とかについては、先ほど副町長申し上げましたように選考の基準等も今後考えていこうというような話も出ていますし、この議案として参考資料として出すものにつきましても、わかりやすさを重点にしたものに、皆様方の今回のいろいろご質問いただいていますので、参考にしながら改定していきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） ちなみに、その前段のところの点数は69点なのですよね、総合運動公園の中老年事業者は。それで、今度はやっぱり69.5ということで、点数は本当に1点ぐらいしか離れていないから、よほどプレゼンテーションのいいところがあったのだろうというふうに推測をするわけですが、その企画力のところの点数が30点で20.8ですから、圧倒的に他をリードしているふうな数字になっていないわけです。

想像するに、実際の現場では多分提案力とか何かで、これに任せるのがいいかなというような話をされてこういう形になったのでしようけれども、我々町民目線から見れば、もうちょっとわかりやすい説明をいただかないと説明がつきませんよ、これ。どうなのでしょう、要するに今後の値段につ

いても企画についても、これからどのような段取りで進めていく考えなのか、改めてお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 今後、価格につきましては細目協議の中で、財政のほうとも相談しながら詰めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） ちょっとお尋ねしたいと思いますが、この会社はB&Gで大分実績を上げていくというふうなことでございますが、B&Gの海洋センターの委託料はどのぐらいあったのですか、金額的に。

◇議長（高橋茂樹君） 質問事項を指定管理の体育館に絞ってください。

8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） ちょっと比較対象しなかったのです。海洋センターがどの程度で、今度の社会体育館の金額と比較してどうなのかと。敷地面積とか建物面積でそういったものを算出しているのだから、あるいは海洋センターで、要するに水泳に関することだから非常に実績があったけれども、果たして社会体育館でどれだけの実績が残せるのかと、その辺もちょっと疑問になるのです。その辺の解釈はどのようにしているのか、1点お尋ねしたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 先ほどのお答えと重複するところはあるかと思いますが、この会社におかれましては全国的にも水泳以外に、こういうスポーツ施設についても管理委託、指定管理を受けて実績を十分持っているということがございますので、町においても十分スポーツ振興に努めていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午前11時52分休憩

午前11時54分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君発言〕

◇8番（島田榮一君） 比較対象が難しいというようなことでありますけれども、確かにB&Gの海洋センターはお客さんがふえて活況を呈しているというふうなことで、非常に評価できるかと思うのですけれども、はたまた社会体育館になって同じように実績を上げられるのか、その辺が上げてもらえるなら、これは少し予算がふえようとも、町民のことを考えればいいのだと思うのですけれども、その辺の疑問点なのです、1点は。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君） これから始まるわけですから、実際に出ないものを恐れてお化けと言ってもしょうがない話なのですけれども、実際にB&Gさんだけの話しします。B&Gを任せている水泳振興会さんは、とりあえず町が直営でやっていたものを受け継いで指定管理でやってもらって、大分利用者数を伸ばしてもらって、B&Gの補助金もらうにしても特Aというようなランクづけの中で、プールの改修等うまくいった経過があります。

それで、やっているのが飯倉地内でやっていて、今エアロビクスだとか、ヨガみたいなこともやったりいろいろやっているのですけれども、それを今度はこちらの中に持ってきて、こっちの人にも広めてもらおうと。また、こっちの人の年寄りの方を集めて運動、筋力トレーニングを各地でやっていますけれども、それに沿ったような形をやってもらって、もし膝が悪い人がいたらプールに行ってくださいとか、そういう指導までできると思うのです。ですから、本来でしたらそういう総合的な勘案は、単発の指定管理なのだから入れてはいけないのでしょうかけれども、そういう中を見て今までの振興会さんがやってきた内容を踏まえて、皆さんが評価したということでご理解いただければと思うのですけれども、よろしくお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

最初に反対の方の討論。4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 反対の討論を申し上げます。

まず、金額的にも不明瞭、そして点数においても、3番目を見ますと逆転なのですよ、選定の3、

経費をいかにしているかというのは一番点数がないのです。それにもかかわらず、やはりそれでいくというような話なのです。これだけオーバーに言えば、ちょっと皆さんが賛成できないというのであれば、やはりここは1度検討ということにやったほうがいいのではないかと思ひまして、反対といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めます。

討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（高橋茂樹君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。



○日程第23 議案第80号 指定管理者の指定について（玉村町北部公園）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第23、議案第80号 指定管理者の指定について（玉村町北部公園）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第80号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

玉村町北部公園については、平成19年度より指定管理者制度を導入しております。今までの指定期間は3年間で、第3期の期間が平成28年3月31日をもって満了するため、新たに事業者を広く公募し、応募者の経営基盤、提案内容等を審査いたしました。審査の結果、施設の管理運営を最も適切に行える事業者を選定いたしましたので、玉村町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条に基づき提案をさせていただくものでございます。

公の施設の名称は、玉村町北部公園、指定管理者となる団体は群馬県佐波郡玉村町大字樋越460番地の2、萩原造園土木株式会社、指定期間は平成28年4月1日から5年間とし、平成33年3月31日まででございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 先ほど起立したのが唯一の意思表示では若干心もとないので、かねてより思っていることを1点だけ質問させていただきたいと、こう思うところであります。

1つは、金額の問題ではない、私が言いたいのは、先ほど社会体育館の問題、ゴルフ場の委託の問題、いろいろ話は金額のことについて出ましたけれども、そうではなくて委託を受ける側と委託をする側、つまりする側は町ということになりますけれども、この関係性についてどう考えているかということ。それだけでは答えられないかな、大丈夫、とりあえずそれを聞きたいのだけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 続けてください。

◇11番（柳沢浩一君） 申しわけないです。つまり本年でしたか、社会体育館でも利用者の事故がありました。かつて、他の委託をしている場面においても、作業者が事故に遭ったり、あるいは利用者が事故に遭ったということが結構あるのではないかと思いますけれども、その辺については何か把握されている部分はありますか、数字的な問題で。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 北部公園内についてのそういう事故等の発生というのは、今のところ私どもでは聞いてございません。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） では利用者が、あるいはまた北部公園で萩原造園土木が作業をしていて木から落っこってけがしたと、こうした場合の委託をする町の側と事業者、このケースで言えば萩原造園土木さんの、いわゆる責任を度合いというか、町がそのことについてどうした道義的な責任、あるいは法制的な責任を持っているというふうに考えているか、その点だけ聞きたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 北部公園内で作業をしていて、その作業員が事故等によりけが等をされた場合に、町とすればどうするのかということですが、町とすれば指定管理ということで、今回萩原造園土木さんを指定するということが議案を提出させていただいていますが、こちらが一手に全ての管理をするということになってございますので、責任につきましては萩原造園土木が保

険等のもことによって処理するなりということで、責任については指定管理を受けた業者というふうになるというふうに思っています。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 北部公園がほかの公園とちょっと違うところはサッカー場があって、その芝の管理というのが非常に難しいというふうには聞いておりますけれども、そういう点がやはりこちらの指定管理をするのに大きなウエートを占めているのかどうか、サッカー場の芝の管理。

それと、今度指定期間5年になりますけれども、今まで3年だったのですよね、指定管理の期間を5年にした理由をお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今回北部公園につきましては、サッカー場があります。公園とサッカー場ということでございますが、その管理について、今まで萩原造園土木株式会社については実績があるというものもございます。

また、今回プレゼン等を行った中で、やはり毎月萩原造園土木につきましては、いろんなイベント等を行ってきてございます。そういう中で、管理もそうですが、自主事業等も行っている。ほかの事業者等の応募者はあったわけですが、そういう方と比較をすると、やはりイベント等もできていくのかなと、年間の総合管理がよろしいのかなというようなところで、今回ここに決めさせていただいているというような状況でございます。

あと、5年にした状況ですが、この前にありました総合運動公園等もそうでございますが、町も指定管理制度を取り入れていきまして、ある程度ノウハウというものも出てきたのかなと。また、そこに委託するものも何回か指定管理に出させていただいていますので、そういう面では安定してきたということで5年、また受けるほうの業者につきましても、5年間長期間で受けられるということになると、やはり管理面でも安定できるというところもございますので、今回5年にさせていただいたという状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） イベントも含んでいるということでありませけれども、ハロウィンのときのイベントですとか、そういうイベントも含んでいるわけですか、この指定管理が行っているわけですか。年に何回ほどそうしたイベントなどを行っているのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今お話のありました自主事業の中でハロウィンフェスティバル、これにつきましては萩原造園土木が自主事業として行っているものでございます。

今回の提案を受けましても、ほぼ毎月ですか、いろんな面で行っている。5月ぐらいには子ども太鼓フェスティバルだとか、6月から7月にかけては七夕飾り、これはそんな大きなイベントではないと思います。また夏ですか、6、8、12、3月というのは定例の3大イベント、日曜日に自主的なお祭をやっていると。あとはハロウィンフェステバル、あと暮れには餅つきだとかクリスマス飾りをしていくような、そんないろんなイベントも取り組んでございます。そういう面でも、やはりそれなりに実際なれてきているものもある中で、こういう事業等も安定しているのかなというふうにも思っております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） また同じような質問で申しわけないのですけれども、この指定管理者の選定委員、これも先ほどの中でも話が出ましたけれども、その関係の方も入っているのかということがまず1つ。

あとは、専門家ではない人が、その内容までわかってこの選定をできるのかということが1つ。

あとは、金額が3社あるようですね、一番高いですよ、萩原造園土木さんは。それは、今の話だとイベントをやるからという話のようですが、イベントも含まれていると言っても、イベントをやるのにだって費用がかかるわけですから、多分それは経営側、受ける側とすればそれも含めて考えていると思うのですが、ほかの業者も、もし要望すれば同じことはやれるのではないかと思いますけれども、その辺をまず1つお伺いします。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 前段についてお答えいたします。

選定委員会の中に専門家が入っているかというお尋ねなのですが、その提案があった民間事業者の経営の安定性というのが、やはり公共施設の管理を委ねるものですから、その後管理がうまくいかなかったということだとまずいものですから、その経営の安定性というところをひとつ見るわけでございますが、そのために学識経験者として税理士さんだとかが入って参画しております。

あとは、住民ニーズの把握だとか、あとはその施設の現状を一番把握しているのは、やはりその施設を管理している所管課長が一番把握しているわけでございますので、直接その利用者云々が選定委員会の中に入ってはございませんが、それにかえ担当課長を入れているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） この3社の中で、金額が一番高いのではないかというご質問ですが、こちらにつきましては、各自主事業のイベントにつきましては指定管理料の中には含んでおりません。あくまでも、指定管理料につきましては今の北部公園の維持管理、運営をしていくための費用ということで、今回の1,851万5,000円につきましては提案を受けているところでございます。

また、自主事業につきましては、指定管理者が自分のところでこういう事業をやっていくという中で、あくまでもいろんな費用がかかれば、その参加者からの負担金をいただいたりということで、その中で指定管理者が自分で事業を行っているというようなものでございますので、今回萩原造園土木が一番高いというので、また自主事業が一番あるという中で事業費が高いということではなく、我々も今回指定管理に出していく上で北部公園の関係資料ということで、今までの実績、指定管理に出させていただいてどんな費用がかかって、どのくらいの費用がかかったというような状況も、今回資料として25年、26年度の事業費も出させていただいています。そういう中では1,800万円ほどの事業費が、指定管理者とすると支出をしているという中で、しかし3年前のやはりプレゼンの提案の中では、こういう経費はこれだけ見られますという、十分やっていますというものもありましたので、そういうものについては、あくまでも指定管理費として請求をしていなかったというのが実情だということでございます。

今回、ですから毎年100万円程度の赤字が出ていたという実績報告書は我々もいただいております。そういう中で今回は、そういうものを解消させてほしいという中で、こんな提案の金額が出てきているのかなというふうにも感じております。また、先ほど来からもいろんな話が出ていますが、やはりこれから金額を決めるのは、年度の協定を決めてまいりますので、今度の28年度予算に向けて決めさせていただきます。その中で、また再度指定管理費については、指定管理者と相談をさせていただきながら決定していきたいというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） これから正規の契約を結ぶのだとは思いますが、それが例えば2番目の業者、1,700万3,000円ですか、この金額より安くなるというようなことはないわけですよ、多少は安くなるかとは思いますが、

それと、平成19年から指定管理者制度にして、同一業者で実績があるからと、ほかの業者はやってみないのだから、実績ないものを出せるわけがないし、これは強調されていますけれども、その辺は余りやらない業者に出せというわけにもいかないんで、それはもうやった業者にしか出せないもの

ですから、それは当然いいと評価することになると思うので、あとは現場を現実見ているから、その辺は確かにいいということではあるかと思いますがけれども、造園土木の業者はほかにもいると思いますけれども、いるからこそプレゼンテーションに応募してくるのだと思いますけれども、そういう業者のほうから見れば、本当にそれが公平かどうかということもあるのではないかと思いますけれども、その辺どんな考えでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今までやっていたから安定性があるという話だけだということですが、ほかの事業者にやらせてみなければわからないではないかというご質問でございますが、提案書を私どもも見させていただいた中、また選定委員さんの中でも、やはりこの事業をしていく上でどんなふうに進めていけるのかというものが出てくるのかなというふうに思います。

この点数でいきますと、事業計画ですか、2番目の。これらにつきましても23.5の22、17.3ということで、そんなに開きがないではないかというお話もございますが、そういう中ではやはり事業の安定性等も見られているのかなと。下の3番目では、やはり事業費が、ちょっと提案価格が高いということで萩原造園は20.0、その次が22というようなことで評価は上がっていると。また、その下の事業計画に沿った運営が安定しているかというような、そういう面では萩原造園が15.2、その次が13.8ということで、総体的に見ますと萩原造園土木がやはり安定したものができていると、提案についてもできているというふうに皆さんが見ていただいているのかなというふうに思います。確かにやってみなければわからないではないかというものもございますが、そういう中でこの点数から見ていただいても、事業の安定性というものが見られるのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 素人なので、価格のことはわからないのですが、運動公園のところの総合の面積を今ちょっと計算してみたら2万1,800平米ありまして、北部公園は四千七百何平米ですから、面積ですと4.何倍、5倍近い面積の差があって、金額は2,100万円と1,850万円ですか、これはやることが違う、サッカー場なんかがあるからだとは思いますが、その辺の基準みたいなのはどんなふうになっているのかとか、あるいは備品があると思うのです。備品は、幾ら以上のものは町が提供してやっているのだとか、その辺はちょっと見えてきていないですけども、植木というか、植栽されている樹木の手入れの度合いとか、これではわかりませんが、その辺はどんなふうな契約内容というか、提案になっているか、お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 面積的にいって金額に違いがあるというお話をちょっといただいています。面積で単純に案分ができるものではないのかなというふうに考えます。

今回私どもの北部公園の委託の中に出した業務というのが、園内の日常のパトロール、そういうものとか、あとは清掃業務、トイレだとかの清掃もごさいます。また、樹木管理、あとはあそこは遊具がごさいますので、遊具の安全管理、またサッカー場の管理と貸し出し業務、あとは夜間等は警備委託、管理棟ごさいますので、そちらのほうのものもごさいますので警備等をしております。あとは簡易修繕ということで、修繕料につきましては1回の修繕が20万円以下のものについては、指定管理者負担というふうにさせていただいています。それ以上かかるものについては、町と指定管理者で協議をした上で対応していくというものもごさいます。

また、あとは備品管理ということで、備品管理につきましては町等で、あそこ管理棟がありますので、机だとか椅子だとか、いろんなものの備品等も入っています。そういうものの管理だとか、あとはサッカー場等についても備品等ごさいますが、そういうものの管理は委託をしてごさいます。あとは、その備品等が壊れた場合にどうしていくのだということですが、修繕費でいけば20万円だけでも、まるっきり備品が壊れてしまったよと、新たに買いますよという場合には、これは指定管理者と町の協議によって、どちらが買うかということで決定をしていくというふうに定めさせていただいています。そのような状況で、備品についてはお互いの協議というものでさせていただくというふうな業務を今現在は計画して、今までもそんなことで指定管理をさせていただいているという状況でごさいます。よろしくお願ひします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第24 議案第81号 町有財産の払下について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第24、議案第81号 町有財産の払下について議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第81号 町有財産の払下についてご説明申し上げます。

玉村町大字角淵地内の本泉寺境内地に、江戸時代に建てられた寺子屋が明治時代の中期まで存在しておりました。昭和22年政令15号の規定により、部落会等に属する学校財産は、その属する町村に帰属することとなりました。しかし、この当時本泉寺は庭が狭く、いろいろな行事に事欠いていて不都合であったので、もともと寺の敷地であった学校敷地を町が寺に無償払い下げを行うために、昭和43年12月19日に玉村町議会において無償払い下げが可決をされておりました。ですが、その後所有権移転登記がなされておきませんでした。このことは、昨年のお寺の建てかえに伴い確認されました。当時の議決に基づき、速やかに払い下げを行いたいと考えております。これは、既に議会で議決されているということでございます。

それに続きまして、大字角淵2338番地で1,916平米、それと4691番地1の14平米に4691番地2の70平米の、この3筆につきましても現況は全て墓地でありますけれども、これが町の土地になっているということで、実質的には本泉寺が自主的に管理をされております。今回これの登記に合わせて、墓地も町から本泉寺のほうに無償払い下げを行いたいと考えております。つきましては、地方自治法第237条第2項、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。午後は1時30分より再開します。

午後0時26分休憩

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇

○日程第25 一般質問

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第25、一般質問を行います。

一 般 質 問 表

平成27年玉村町議会第4回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 社会福祉協議会と役場の役割について 2. 町の観光事業推進について 3. 町にある老人介護施設の業務実態について	笠 原 則 孝
2	1. 道の駅玉村宿へのEV充電スタンド設置計画は、どのようになっているのか 2. ラジオ体操推進事業の実施について 3. 文化センター周辺開発事業に係る交通の安全確保について	浅 見 武 志
3	1. 利根川、烏川の水門の開閉について 2. JAしばね支店跡地に多目的用途の勤労者施設をつくり、地域の勤労者住民の福利厚生、交流、文化向上を諮れ 3. 水辺の森公園の活用が活発になってきた。環境整備を一層進めよ 4. 生活困窮者自立支援法の実際の運用実態について問う	石 川 眞 男

順序	質 問 事 項	質 問 者
4	1. 住宅団地内の道路改修について 2. 農業用地の排水路の整備状況について 3. 地方創生について（玉村町版総合戦略の進捗状況伺う） 4. 平成28年度予算編成について	渡 邊 俊 彦
5	1. 町の災害対策の充実を問う 2. 選挙制度の対応の考えを問う 3. マイナンバー制度への対応を問う	石 内 國 雄
6	1. 28年度予算編成の基本方針と重点施策について 2. 道の駅の運営・経営状況と課題、今後の取り組みはどうなっているのか 3. 発達障害のある子どもへの支援について 4. 女性管理職登用がなかなか進まない理由は何か	備前島 久仁子
7	1. 生活困窮者自立支援法への取り組みについて 2. 公契約基本条例の制定を	宇津木 治 宣
8	1. 平成28年度の予算編成について 2. 子ども子育て支援事業計画について 3. 第6期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について	三 友 美恵子
9	1. 玉村町文化センター周辺土地区画整理事業について 2. 水道事業中期事業計画について 3. 玉村町公営住宅等長寿命化計画について 4. 遊歩道化について 5. 安全・安心なまちづくりを強固にするために 6. 町長としての4年間の思いと今後に向けての抱負	川 端 宏 和
10	1. 道の駅玉村宿の経営状況について問う 2. 貫井町政の功罪について問う	町 田 宗 宏

◇議長（高橋茂樹君） 一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、4番笠原則孝議員の発言を許します。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

◇4番（笠原則孝君） 皆さん、こんにちは。12月に入り、何かとお忙しい毎日の中でようこそ傍聴に来ていただき、大変ありがとうございます。

世の中では、IS、イスラミックによるテロ行為、そして自動車、マンション建物、鉄鋼スラグ等、挙げれば切りがないほど疑惑、データ改ざん、書きかえなどで世間を騒がせております。農家で使用

する肥料までが偽装されていました。我々消費者は、何を信じていいのかわからなくなってきました。

そんな中、マイナンバー導入では、マイナンバーの誤配も多く、個人情報漏れの防御も完全ではありません。このままでは、どう対処してよいのか迷ってしまいます。社会に責任のある事業主は、もっと襟を正し、消費者を軽く見てなめないでもらいたい。事件が発覚した後の損失は莫大なものになるということを、もう一度コンプライアンス・プログラムを言葉で言うことなく、本当に考えてもらいたいものです。

では、議席番号4番笠原則孝が、議長の命を受け質問いたします。第1に、社会福祉協議会と役場の役割について伺います。社会福祉協議会の業務内容と、役場の関係はどのようになっているのか伺いたい。まず、1番として地域福祉、2番が高齢者福祉、3番が障害者福祉、4番、戦没者遺家族福祉、そして5番、ボランティア活動、6番、心配ごと相談事業、7番、貸付事業、8番、福祉車両貸出事業、9番、福祉機器貸出事業、10番、介護保険事業、11番、障害者福祉サービス事業、12番、その他必要な事業とありますが、この点について、ひとつ町との関係についてお聞きしたいと思います。

第2に、町の観光事業についてお聞きします。道の駅を拠点とする観光スポットの掘り起こしをどのように行っているのか。また、電気自動車は稼働しているのか。また、利用者はどのくらいいたのか。11月21日から23日のイベントでは、参加人数はどれくらいいたのか、乗車人数は。それと、玉村八幡宮、和泉屋さんと赤煉瓦、そして渡辺家、そのほかに観光資源となり得る物件はあるのか。また、掘り起こしをしたいと言える箇所はないのか伺いたい。

第3に、町にある老人介護施設の業務実態について伺います。最近、老人介護施設がタケノコのようにあっちこっちとできているが、町には介護施設関係がどれくらいあるのか。公共の施設は幾つあり、それはどこなのか。また、介護施設には何人ぐらい入所していて町外の人は何人ぐらいいるのか、老人介護施設の種類、呼び名はどのくらいあるのか伺いたい。

以上3件につき、質問の回答として明確にお答えくだされば幸いに存じます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 4番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、社会福祉協議会と役場の役割についての質問にお答えいたします。町社会福祉協議会、これは町社協と呼ばせてもらいます。町社協は、昭和44年に任意団体として発足し、昭和52年1月に社会福祉法人として法人化をいたしました。発足当初より、町社協におきましては町福祉行政のパートナーとして社会開発、調査研究並びに町民と協議を重ね、関係機関及び福祉団体との連絡を密にし、社会福祉の向上を目的として活動を続けてもらっております。現在では、町の老人福祉センター

や障害者福祉施設のばら、たんぼぼを指定管理者として管理運営をし、また町のさまざまな福祉サービスを受託するなど、ますます重要な役割を担っております。

具体的な福祉サービスの内容といたしましては、介護保険や障害者総合支援法にかかわるサービスのほか、心配ごと相談事業、給食サービス事業、シルバー人材センター事業、つなぎ資金貸付事業などがあります。退職後の短期的就労としてのシルバー人材センター事業では、平成26年度実績で実質登録者数が50名、事業件数149件、延べ日数にしますと1,428日でございます。また、低所得者世帯の一時的救済としてのつなぎ資金貸付事業では、同じく平成26年度実績で40件、83万5,000円となっております。時代の流れや福祉ニーズの変化の中で、町民への福祉サービスを提供するに当たり、法や制度に基づき提供することはもちろんのこと、民間事業者として福祉サービスを提供する町社協と役場と整合性を保ちながら、今後も良好な関係を築いていかねばならないと考えております。

次に、町の観光事業推進についての質問にお答えいたします。まず、道の駅を拠点とする観光スポットの掘り起こしをどのように行っているのかとのことですが、道の駅玉村宿の東側沿道に植樹した河津桜の咲くころや、麦刈り前の黄金色をした麦秋風景などの玉村町ならではの自然あふれる風景を見てもらうことで、通過交通の利用者だけではなくて歩行者や町を訪れる人たちを楽しませるものと考えております。

また、歴史的な資産、地域の伝統的なお祭など、観光資源として活用できる素材を町の観光資源として十分に生かし、多くの皆さんに玉村町に興味を持ってもらえるために、道の駅内の情報発信センターで随時情報提供を行っております。そのほか、「たまぶら散歩」というパンフレットを作成いたしました。これは、道の駅をスタート地点に考え、周辺地域の観光や歴史、グルメなどをまとめたものであります。休日の際は、ぜひパンフレットを片手に散歩や散策をしていただき、玉村町のよさを再認識していただければと考えております。

マスコットキャラクターたまたんを初め、観光情報ホームページや高速道路マップや観光情報誌への広告掲載などを積極的に行い、町内外の皆さんが玉村町の情報に触れる機会を多くするよう取り組んでいるところでございます。現在は、インターネットやスマートフォンの普及などにより、情報が容易に取得できる環境となっていることから、情報発信機能を充実させることでこの町の魅力を容易に感じてもらうとともに、町外の皆さんの客観的な視点から新たな資源を発掘できる機会にもつながるものと考えております。

次に、ぐるっとたまむら周遊事業における低速電動バスの稼働状況ですが、道の駅玉村宿の秋の収穫フェアが11月21日から3日間開催され、22日に県立女子大学による女子大プロジェクトを開催いたしました。玉村町の観光やイベントをたまたんギャラリー内で趣向を凝らして紹介したり、玉村宿のグルメナンバーワンを決めたり、玉村町産の食材を活用した女子大生考案のレディースランチ

を発売するなどしていました。これと同時に、低速電動バスも試乗会を行いました。女子大生が電動バスにクリスマスをイメージした飾りつけを2日間かけて行い、職員も当日に合わせて運行練習を行いました。約180名の方が、玉村宿北側駐車場から東側駐車場まで1周試乗をいたしました。開催期間中は、休みなく運行ができ、試乗した方にも喜んでいただきました。大変よかったと感じているところでございます。

今後の活用方法としましては、町なかに人を呼び込むための定期便としての活用も進めてまいりたいと考えておりますが、まずは玉村町で行われるイベントの中で、電動バスを利活用できるものは積極的に参加するなど、観光に限らず学校や保育所、福祉施設等でも利用していただければと考えております。このように電動バスの事業を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、町にある老人介護施設の業務実態についてお答えいたします。玉村町には、介護保険での施設サービスである特別養護老人ホームが2カ所、老人保健施設が1カ所、認知症対応型のグループホームが2カ所、これに加えて地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護施設が2カ所あります。また、制度外の高齢者住宅である有料老人ホームが8カ所あります。そして、サービス付き高齢者向け住宅が5カ所、ケアハウスが1カ所ございます。以上のうちで、特別養護老人ホームにしきの園だけが公設民営でございます。

続きまして、施設分類ごとの入居者数とそのうちの町民の数をご報告いたします。特別養護老人ホーム、これは入所者数が120名でございます。うち町民が99名、82%です。老人保健施設、これは入所者が90名、うち町民が35名でございます。グループホームが入所者24人中、町民が23人、ほぼ全員町民でございます。小規模多機能型居宅介護施設は登録者数が43人でございますけれども、うち全員が町民でございます。また、有料老人ホーム、これ8カ所ございますけれども、入所者が179人、うち町民が59人でございます。サービス付き高齢者向け住宅、入所者が91人で、うち町民が37人、ケアハウス、入所者13名のうち町民が12名でございます。これ全体をまとめますと、施設数が21カ所で利用者が560名、うち玉村町民が308人になります。これをパーセントでいきますと、入所者の55%が玉村町民であることがわかります。

現在の傾向として、有料老人ホームが増加しておりますが、町外からの入所者につきましては、もとの居住地が保険者になる住所地特例により、玉村町が公費を負担することはありません。もう一つございますけれども、介護療養型医療施設は玉村町にはございません。これを抜かしますと、その他はほぼ全てのタイプがそろっているということでございます。以上が町内の介護施設につきましの現状でございます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それでは、今度は自席より質問いたします。

最初の社会福祉協議会のことなのですからけれども、シルバー人材の人間の選定というのですか、年齢と。それはどのようになっていますか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） シルバー人材センターの関連についてお答えをしたいと思います。

正会員につきましては、玉村町に居住する原則として60歳以上の者ということになっております。雇用関係を有しない補助的、短期的な就業を通じて自己の労働の能力を活用し、それによってみずからの生きがいの充実や社会参加等を希望する者と、そういうことになっております。協力会員は、玉村町に住所または事務所がある個人または団体であって、センターの目的に賛同し、事業に協力する者と、そういう条件がありまして、会員数は町長がお答えしましたように登録が50名で、実際に現在仕事をしている人は50名中20名ぐらいが現実だというようなことも聞いております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それで、シルバー人材に登録するのに知っている人が行ったのだけれども、何か採用されなかったなんていうこと、そんなこともあるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） その辺につきましては、申しわけございません、社会福祉協議会に委託している関係で、その辺の詳細につきましては把握してございません。申しわけございません、よろしくお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それともう一つは、問題は今生活困窮者ですか、それに対して今までは、これは恐らく生活保護を受ける一歩手前ではないかと思うのですけれども、これは今先ほど答えてもらったのですけれども、26年においては40件で83万5,000円だと。一応聞いた話によると約10万円ぐらいまでは、昔はよく役場のほうで、ちょっと弱った人にはサラ金のあれが大分出たとき、10万円ぐらいまでだったらというような、この制度がこちらへ移行したものなのですか、その辺どうなのでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 町としては、そのような制度はなかったかと思います。昔から社会福祉協議のつなぎ資金、これだと思います。

この内容につきましては、貸付限度額が1口10万円ということになっております。利子につきましては無利子、貸付期間は2年以内、据え置きが1カ月です。延滞利子につきましては、日歩2銭というふうになっている。償還方法につきましては、月賦または一括償還。これともう一つ、資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を1人以上立てなければならない、その辺の条件があります。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今聞きますと、昭和44年の町社協の何か設立らしいのですけれども、以前は玉村町はなかったかな、余りにもサラ金に借りる人が多かったので、小口融資というのがあったことはあったのです。ただ、玉村はなかったのかな、行って住所と住民票を出してやれば簡単に受けられたというのがあったのですけれども、余りにもサラ金のほうが高かったということなので。今はないので、こちらのほうの困窮者に対しての生活一時金、これを今までやってきて、ほとんどこれ税金と違って保証人がつくのであれば、2年以内にとれないというのはないのでしょうか、どうなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 保証人がついていけば取りっぱぐれがないというふうには考えるのですが、なかなかやはり滞っている方もいるようでございます。決算によりますと、300万円前後の滞りがあるかのように聞いております。

〔「もう一度」の声あり〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 300万円前後だと思います。滞っているような話を聞いております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今26年度の貸し付けが83万5,000円に対して、そんなにあってもこのぐらいだと思ったら、何と300万円だということなのですけれども、これは町としては関与していないのですか、こちらの金のほうのあれは、どうなのでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） このつなぎ資金につきましては、財源といたしますと一般町民の方の寄附金とか、あと賛助会費をいただいていると思うのですが、その辺を財源としているということ

でございます。町は、直接はこの出資とか、そういうことはしておりません。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） よくその点が、ちょっと暗闇に隠れた部分でわからないというところだったのですけれども、何しろ今子供たちにおいても6人に1人が生活困窮者だというような状態で、何か親の仕事のほうはずっと勤められないと、みんなどっちかといったら派遣的なもので1年1年切られてしまうと。そんな状態であるから、やはりこちらのほうもこれからこのまま置いておくとちょっとふえるのではないかと、そんな感じがするのですけれども、こちらと生活保護との関係の、ちょっとなりあいというのはどのようになっているのですか。例えばすぐに生活保護を受けさせるのではなくて、ではそのぐらいのあれだったらこちらでやってからと案内したりいろいろするのですか、その辺はどうなのでしょう。逆にことしの10月ぐらいまででいいですけれども、ことしそれを利用した人はどのぐらいいたのかちょっとお聞きしたいのですが。おおよそでいいです。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 生活保護との関係につきましては、やっぱり生活保護の認定を受けるまでには時間がかかりますので、その辺の認定が受けられれば、申請した日から生活保護のほうはさかのぼってもらえると思いますので、その決定になるまでのつなぎということで、これを保護になるという保障のもとで貸し付けできると思っております。

つなぎの貸付件数ですか、10月の貸付件数。

〔「いや、10月まで。ことし」の声あり〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 済みません。26年の実績だけで、ことしのことはまだ把握してございません、申しわけありません。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） いいですよ、ちょっと問題があれになってくるから。

では、次の問題で、玉村町では観光施設のほうをどのようにやっているかと。今話を聞きましたら、河津桜が幾らか期待を持っている。河津桜は咲くまであと何年かかりますか、これがちゃんと人を寄せるまでには。これは、ちょっとまだ時間がかかるのではないですか。そんなこともあって、せっかく道の駅ができて、やはりみんな最初の、町の人においても経済産業課長にしても、正直な話お客さんにお金をもらうなんてというサービス業というのは、恐らく初めてだと思うのです。

それで、今試行錯誤、恐らく5月の末から始めて約6カ月たちました。いろいろ反省点もあると思うのだけれども、どこもそんなにすんなりいくところはないのです。正直な話、聞いてみたら川場村

だって初めからあの売り上げいったわけではないし、藤岡市もあの売り上げいったわけではないと、みんな3年、4年苦勞していると、ただその苦勞が我慢できるかと。この間の上毛新聞によると、何か全然だめなようなことを書かれてしまったのだけれども、ちょっとやっぱり一生懸命やっている中でああいうのを書かれると非常に困るので、何かあれに対して町としては抗議しましたか、その辺どうなのでしょう。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） この間の上毛新聞につきましては、私が若干かかわりは持っていたのですが、確かに売り上げとか入場者数だとか、その辺だけが取り上げられたというような状況でございますので、大変残念な記事だとは思っているところでございます。

実際には、道の駅の機能としての目に見えない効果ですとか、売り上げにしてもある程度は達成できているというところ等ありますし、情報発信というところでは、今までにない部分としてはかなりプラスになっているかなというふうに思っているところでございますので、ちょっと記事の結果としては残念なところなのですが、ある程度順調に近い状態だというふうには思っているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） ああいう厳しい記事を書いてもらったほうが、私はいいと思っています。

それによって、また考え方を換え、そして前へ進んでいくということでございますので、余り褒められたような記事を書かれるよりは、私は厳しい記事を書いていただいて、それに向かっていると。内容的には、今経済産業課長が話したとおりの内容でございますので、抗議をするということではなくて、それを真摯に受けとめて、また一段今度は変わった記事が出るように我々も頑張っていくということできたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 町長はそう言うけれども、町民にしてみると、大丈夫かよ、もつかい、これが出てきたのです。だから、ああいうのではなく今頑張っているのだというふうには書けばいいのに、その辺がちょっとあれだったのですけれども、皆さんも言いますけれども、ここで町としてはお金をもらう最初の商売なので、何とかあきんどの気持ちになって、あそこへ出たときは経済産業課長も課長ではなくてスーパーのおやじぐらいの気持ちで、その辺で行ってもらいたいと、そんな気持ちでいます、町全体として。何しろこれをやらないことには、確かに今まで玉村町どこだといろんな説明するのに、道の駅があるだろう、あれから信号5つ目来て左へ曲がればうちなのだよと、非常に楽な

のです、皆さんも。354沿いの人だけがそうかもしれないけれども、それにしても人と待ち合わせするとか、そういうときには非常に便利です。だから、これをもっとうまく使って行って、あとはいかに利用範囲を広げていくかということなのです。その辺を1つ肝に銘じて、行政の方はやっていただきたいと。

それと、今度電動バスなのです。今聞いたら180名だと、3日間やったと、1日にしたら60人だと。ましてあれ、全部が60人ではなかったと思うのだけれども、恐らく日曜日が一番多かったのではないかと、天候も悪かったし。それで、ましてこれからは、あれ囲いがないからちょっと冬場は難しいのではないかと思うのです。まして夏場はどうだというと、今度は夏場は暑くてどうしようもないと、非常にあれなのだけれども、その辺をうまく使って途中下車なんかもできるようになっていけば、また観光と言えばたまりん等いろんな関係があるのだけれども、できれば、今聞いてみたら今度角淵の近くまで行って、まだ白鳥が見えていないのですけれども、あの辺と水辺の森あたりをうまくこういうふうに来るように組んでもらって、1周やはり1時間半ぐらいかかって、ちょうど10時ごろ乗ったらお昼には着くのだというふうなほうで考えていただきたいのですけれども、今の人数だとちょっと大変なのですけれども、その辺まだ反省点か何かありますか。どんなものでしょうか、町長。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 1点訂正といいますか、まず180人というのは、22日の1日の実績ということで、3日間フェアはあったのですけれども、試乗会というのは22日だけだったものですから、1日の3時間ぐらいの間に休みなく運行して180人と、そういうことでございます。確かに今笠原議員さんが心配していただいているように寒さと暑さの関係等もありますし、あと実際低速バスということでもありますので、要は距離の問題というのかなりありますので、水辺なりに行くというのも1つのコースの案にはなると思うのですけれども、なかなか距離感の問題で難しい面もあるのかなというような感じもいたします。

いずれにしてもこれの目的というのは、道の駅にまず立ち寄ってもらって、そこから町なかへ人を運び入れるというのが目的なものですから、その辺はいい仕組みをつくっていききたいなというふうには思っておりますけれども、さらにこのバスにつきましては、大変低速で遅くて効率が悪い分、逆に人に優しいですとか、それから環境に優しい電気自動車というふうなこと、それからコミュニティバスとも言われているものでございますので、相対に向かい合いながら、景色も見ながら会話もできると、そういうようなイメージのものでございますので、先ほど町長から答弁をさせていただきましたように単なる観光だけということではなくて、いろんな活用ができるのかなというようなことで、広い範囲で方策について探っていききたいなというふうに思っているところでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 何せバスでも1,000万円から超える金額だったので、1つ有効に活用していただければと思うのですが、その辺は頭を使って、いろいろ低速バスでなくては見られないというようなところもひとつよろしくをお願いします。

そして、では次に介護施設の問題に行きます。今聞きましたら、玉村町には特別養護老人ホーム、恐らくにしきの園さん、これが1つ町でやっているやつ。これが一応非常に金額的にも安いので、恐らくここは、大体料金が6万円から10万円以内ということらしいのです。それで、今度もう一つあるのはどれかという、あとは角田病院さんがやっているところ、この2つということの解釈でよろしいですか。そのほかに、いろいろわけのわからないのがいっぱいあるわけなのです。サ高住だとか高専賃だとか幾つもあるのだけれども、これらのものを全部やりまして、玉村町の間が全部行っているのが、さっき聞きましたら560名ですか、そのうちの玉村町が308名いるということなのですけれども、今後これはあと正直な話、団塊の世代の間がだんだん、だんだん後期高齢者になってくると、掛ける2.5倍ぐらいの数字になってしまうと思うのですけれども、だから町としては今後ふえるのについてはどのような対策をやって、それともまたやはり多機能のほうをふやすとか、いろんなことがあるのですけれども、まず問題は金額だと思うのです。有料老人ホームで20万円そこらもとられてしまったのでは、どうにもならない。一时尚久のところに昔あったとき、行ったときは非常に強気で、何か600万円くれて30万円ぐらいだなんてえらいことを言って、どこかの東京のマンションでも入るような感じだったのですけれども、今はもうそうではなくなったと聞きましたけれども、できれば町につくる場合でも、町民が安心して入れる金額のものをやっぱりやっていただきたい。そうではなくデイサービスだ何だかんだと、これ今数聞いたのですけれども、全部で20カ所ぐらいですか、もっとあるような気がするのですけれども。その点、課長どんなものですか、いろいろ聞いたらいっぱいあるのだよね、あちこちに。大丈夫ですか、これ全部で二十幾つになっています、上之手のほうにも2つ、3つあったし、済みませんが。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 施設の数ということですが、町長がお答えしましたように、先ほども質問者が言われたように特養は2施設。老健、これもやはり角田さん系ですけれども、1カ所あって、グループホーム、これは認知症の方の施設ですけれども、それは福島のところがありました。それで、いわゆる有料老人ホーム、それがサ高住、サービス付き高齢者向け住宅と有料老人ホームと言いがいろいろあるのですけれども、合わせると13カ所、ケアハウスを入れると14カ所になりますけれども、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、これは介護保険とは直接は関係

ないのです。ですから、高齢者向けのアパートだと思ってもらえればいい。そういう中で、デイサービスやらそういう介護サービスをつけるとなれば介護の認定を受けて、それで介護保険の給付ということになるわけです。しかし、サ高住、有料老人ホーム、サービスつきと言いましても、そのサービス内容は介護サービスということではございませんで、その人の状況把握とか生活相談とか、そういう相談をするサービスをする程度です。しかし、そのほかに施設内にデイサービスだの、やっぱり介護給付の対象となる施設も併設しているものですから、区分けは一般的にできません。ぱっと見れば、みんな同じような施設に見えると思います。

ですから、今後総合事業に移行するということですが、施設サービスから、考え方とすれば住みなれた地域で生き生きと、地元の人と交流を持ちながら健康寿命を延ばしていこうというのが総合事業の目的なのですけれども、その辺を推進すると同時に、幾ら健康でいようといたって、年になればやはりそういう施設にお世話になるということも必要かと思っておりますので、その辺でバランスよくそういうものがつくっていけばいいかとは思っているところでございますが、今後も角淵方面には2カ所できるような話も聞いております。ただ、全ての施設がいっぱいかという、なかなかそうでもなさそうで、まだあいている部屋はいっぱいあるところもあるというふうなことは聞いていますが、料金の関係も関係しているかと思っております。そんな程度でよろしいでしょうか、済みません。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 今説明を受けまして、幾らかはわかってきました。

それで、この21カ所あるうちの、介護保険が利用できるのは何カ所あるのですか、全てですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） これは、デイサービスとか全部備えておりますので、全てが介護保険も利用できる施設だと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） では、玉村町には民間のやっている、言葉は悪いのですが、東京なんかでよく認可を受けないで潜りでやっている、それは1つもないわけですね。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 一応有料老人ホームも県に登録するというような必要もあるのです。ですから、潜りというのはないと思っております。

〔「ないのね」の声あり〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） ないと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） 小規模多機能型というのは、何かあれは町の認可でいいとかと聞いたのだけれども、そうなのですか、その辺はどうなのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 小規模多機能につきましては、町の指定でいいかと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） それが、俗に言うデイサービスだとかと一般に言われているやつなのですか、ちょっとこの辺がわからないので今質問しているわけなのですが。通所型とかいろいろあるけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） そうです。デイサービスとかショートステイ、そういうものが利用できる施設でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

◇4番（笠原則孝君） もやもやとしていますけれども、幾らかわかったからこの辺にしておいて、時間も午前中やるわけだったのが午後來てしまったので、長々やってあと20分やってもしょうがないので、私はこの辺で上がりますけれども、済みませんが終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。2時20分に再開します。

午後2時11分休憩

午後2時20分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、12番浅見武志議員の発言を許します。

〔12番 浅見武志君登壇〕

◇12番（浅見武志君） 12番浅見武志です。一般質問の通告書に沿って質問をしたいと思います。

1つ目の道の駅玉村宿へのEV充電スタンド設置計画はどのようになっているのか。道の駅玉村宿

は、町の観光資源の情報発信や地域産業の活性化、あるいは災害発生時の緊急防災拠点として設置されました。その道の駅玉村宿に、今年度の予算として電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド（PHV）の充電スタンドを設置する計画となっており、6月定例会の同僚議員の一般質問でも、「急速充電スタンドを国の補助金を受けて設置する」と答弁しております。しかし、いまだEV充電スタンドは設置しておらず、当町は県内で唯一EV充電スタンドが設置されていないと新聞報道されました。そこで、以下の2点についてお伺いいたします。

1、EV充電スタンドの設置について、現在までの具体的な進捗状況をお伺いいたします。

2、今後のEV充電スタンドの設置予定時期をお伺いいたします。

次に、大きな項目の2番になります。ラジオ体操推進事業の実施について。近年、健康志向で朝の散歩やランニングをしている人がふえております。子供からお年寄りまで、誰にでもできるラジオ体操を推進することで、誰もが健康になれるのではないのでしょうか。ラジオ体操推進事業を来年度、以下のように実施してはどうか、町長の見解をお伺いいたします。

1、ラジオ体操を毎朝決められた時間にFMたまむらを利用して放送すれば、家族全員が参加して行ったり、散歩をしている人やランニングをしている人も、町民全員が一斉にラジオ体操ができるのではないのでしょうか。

2、健康推進、医療費削減、家族の和、地域の和が生まれ地域防災にも役立つのではないのでしょうか。

大きな3番に移ります。文化センター周辺開発事業にかかわる交通の安全確保についてお伺いいたします。文化センター周辺開発事業が本格化してくると、多くのトラックや大型重機が通行し、非常に危険であると思います。交通の安全確保はどのように考えているのか。また、そこに住む人の住所や町内の問題はどのように考えているのか、以下の3点についてお伺いいたします。

1、子供の通学路の安全確保はどのように考えているのか。

2、下新田の雨水対策も事業がおおむね終了を迎える中、文化センター開発事業に合わせて鯉沢の上に安全確保のために歩道整備と、自転車道整備を同時に行ってはどうか。

3、新しく住む人のために、住所や町内の問題を地域と早急に協議する必要があると思いますが、どのように考えておりますか。

1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 12番浅見武志議員の質問にお答えいたします。

まず、第1でございます道の駅玉村宿へのEV充電スタンド設置についての質問にお答えいたします。昨今電気自動車の普及に伴い、道路休憩施設であります道の駅では、充電インフラの整備は必要

不可欠なものとしてされています。道の駅玉村宿でも、本年度整備を行います。

現在の進捗状況ですが、当初は町で補助金制度を活用して、直営にて設置を予定しておりましたが、本年度にE-OASISプロジェクトという制度が発足されたことを受けて、本制度を活用して設置することとしました。本制度は、経済産業省、国土交通省が平成26年度補正予算で補助金を設け、全国に充電インフラの整備をさらに推進するといった国の動向を背景に、国内大手充電機器関係企業が提携し、充電環境を一気に向上させることを目的として発足された企業アライアンスのプロジェクト制度でございます。

本制度を活用することにより、充電器の設置、運営管理は全てE-OASISプロジェクトの主管企業であります日本充電インフラ株式会社が行いますので、初期の整備費用、運用コストも大幅に削減できることとなります。本制度の活用にあたりまして、日本充電インフラ（株）との協議を重ね、平成27年10月8日に協定を提携し、現在は電力供給協議等の具体的な事業協議が終了した段階でございます。EV充電器の設置工事でございますが、この12月14日から着手し、来年1月15日に完了予定となっております。運用の時期でございますが、充電器設置後の試験運転等を行い、遅くとも2月には利用できるものと考えております。

次に、ラジオ体操推進事業の実施についてお答えいたします。ラジオ体操につきましては、昭和26年に当時の郵政省とNHKが現在のラジオ体操第1を制定し、放送が開始されました。その後、昭和27年にラジオ体操第2が制定され、日本国民誰もが子供のころから1日の活動の第一歩、スポーツ前の準備体操として親しんできたものでございます。

玉村町でも、平成23年6月にラジオ体操講習会を開催し、多くの町民の皆さんに参加をしていただきました。機会があれば再度開催したいと思っておりますが、現在においてもNHKラジオやNHKテレビで放送され、個々に自宅で取り組んでいる方も多くおります。また、子供会では、これは夏休み時期でございますけれども、時期的ではありますが、全地区で取り組んでいる状況でございます。町民の皆さんが、個人でそれぞれ身近な場所で手軽にラジオ体操に取り組んでいただくことで、浅見議員さんの言われるように健康の増進、家族の和、また地域の交流も生まれ、結果といたしまして医療費の削減、地域防災にもつながっていくと考えております。今後もラジオ体操の全町への普及、振興、これはまた体協だとかいろんな機関との話もしていく予定でございますけれども、図ってまいりたいと考えております。

次に、文化センター周辺開発事業者にかかわる交通の安全確保の質問についてお答えいたします。

初めに、子供の通学路の安全確保はどのように考えているかの質問にお答えいたします。文化センター周辺土地区画整理事業でございますが、現在第1工区の粗造成工事を行っている最中でございます。平成28年度からは、第1工区では上下水道工事や道路築造工事が、第2工区では粗造成工事が始まります。ことし以上に、トラック等の建設機械が多く通行することが予想されます。そのため、

交通の安全確保が大変重要だと認識をしております。

そこで、工事発注者である町が事業者へ指導の徹底を行っていきたいと考えております。まずは、作業員全員への安全運転を徹底させること、次に建設機械の出入り口には必ず警備員の適切な配置を徹底させるなど、町と事業者で連携を図り、交通の安全確保に努めていきたいと考えております。

次に、下新田の雨水対策の事業がおおむね終了を迎える中、文化センター開発事業に合わせて鯉沢の上に安全確保のための歩道整備と、自転車道整備を同時に行ってはどうかの質問にお答えいたします。この鯉沢排水路でございますけれども、大雨が降りますと、まだ一部で道路への冠水が見られます。そのため、町では鯉沢排水路の改修の検討を行っており、今年度中に改修の方向性が出る予定でございます。そして、来年度以降に改修工事を順次行っていきたいと考えております。そのために、今鯉沢排水路の上に歩道等を設置しますと、今の有効断面を侵してしまい上流部で今以上にあふれてしまう可能性がありますので、鯉沢排水路の改修工事が全て終わった時点で道路への冠水が見られなくなった後に、歩道等の設置が可能かどうか検討していきたいと考えております。

次に、新しく住む人のために、住所や町内の問題を地域と早急に協議する必要があるとの質問にお答えいたします。現在文化センター周辺地区は、土地区画整理事業で開発を行っております。この区画整理事業は、最後に換地という作業があります。ここで最終的な大字や地番が決まり、住所となります。その方法としては、3つの方法が考えられます。まず1つ目は、現在の大字、地番をそのまま使う方法、2つ目は今ある大字の福島と下新田のどちらかに統一する方法、3つ目は新たに大字を誕生させる方法でございます。検討してきましたが、いまだ結論は出ていません。現在は、文化センター周辺地区の保留地、町有地の買収業者の募集も行っており、1社での買い取りが決まれば、事業者、地元区を交えてこの問題を協議していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 次からは、自席にて質問をさせていただきます。

まず、1つ目の道の駅のEV充電スタンド設置についてですが、この問題は道の駅の計画があったときから、多分設置をするという話が全協でもあって、そこに充電器をつけるという話がありました。それで、さらに今年度の事業に取り組むということで予算までとっていたわけですので、国への申請というのはいつ出したのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 国への申請というのは、補助金申請ということで解釈させていただきますけれども、先ほど町長から答弁がありましたように町が直接行う場合には、町が国への申請を

行うということなのですが、充電インフラと協定を結んで事業を進めるということになりましたので、そちらの充電インフラのほうから国のほうへ申請を出すという形でございます。

具体的に、いつ出したかというのはわからないのですが、把握していないのですが、10月8日に協定を結んで、もう少しで認可が出るという状況であります。許可見込みという段階に来ておまして、見込みの上で12月14日から1月15日の工期が大体決まったというような状況で聞いております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） わかりました。このE-OASISという制度は、いつから始まった制度でしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 先ほど町長の答弁にもちょっとあったのですが、前年度の補正予算によって、実質繰り越しみたい形の予算の中で、組織的には4月回ってからできたのだと思いますけれども、実際の申し込み受け付けというのは7月上旬で締め切られるような第1次の募集があったような状況でございまして、当町としても6月末ぐらいだったと思いますけれども、手を挙げさせていただいたと、そんな状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 群馬県には、各町村にEV充電器がついていますが、そのEV充電器の取りつけは、この制度ではない制度を使って行ったかと思うのですが、玉村町も4年ぐらい前から、今の課長の前のときから、そのところには防災の拠点であり、そこに充電器をつけるというお話は出ていたにもかかわらず、前の制度を使わないで今度の6月からの制度に切りかえたわけは何なのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 制度のわけというよりも、結果的に今年度取り組むということになったものですから、過去にやる予定だったものがやらなくなったといういきさつもありますし、その結果としてことしから取り組もうというような、道の駅の認可の上にも必須項目に近い条件になっておりますので、何ともしはやるという決意になったわけなのですが、その中でちょうど合わせたかのように、町にとって有利な手法を国のほうが新たにつくってくれたということですので、直営でやるよりも、そちらに乗らない手はないだろうというようなことで、運用経費的にもかな

り町にとってメリットがあって、つくる作業というのですか、各申請における手間ですとか、そういうのも全て充電インフラのほうでやっていただけるというようなこと、総合的に考えて絶対そちらのほうの方が有利だというようなことで切りかえたということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） わかるのですけれども、普通道の駅のオープンと同時にできているのが、そういう話で始まった話が後手後手に回って、最後はいい制度があるからこっちに乗りかえるというような形で、現在では群馬県で唯一最後の町村になってしまったような形があると思いますが、その辺についてやっぱりいろいろな事業に取り組むときには、補正だとか、そういう補助があるときに早く手を挙げて行っていったほうがいいのかと思います。

前にも、エアコンつけろ、つけろと言ったときには補助金制度がたくさんあって、高崎市、前橋市、伊勢崎市がつけたときには補助制度があった。玉村町が、こういつて今になってつけるときには補助制度が今はなく、とりあえずは起債を起こしてまでやれとまで言った方もいましたし、私もその一人でしたから、インフラだと何かあるものについては計画はあるかと思うのですけれども、そういう補助制度があるときに前倒しをして、やっぱりいち早く町が取り組んでいくような姿勢を出していただきたいと思いますが、総務課長、済みません、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 予算の編成方針とか、そういうときに各課のほうに指示をしていることは、やはりアンテナを高くして、いろんな補助事業、補正予算等、情報収集をしっかりとするというような指示を出しております。

それと、町がやる事業の年度が、やはりタイミングよく合うと非常に効率のいい補助事業なり事業ができると思うのですけれども、これからまた国のほうが3兆円規模だとか、いろんな補正予算等を計画しているようでありますので、道の駅のEVだけではなく、ほかの事業についてもタイミングをしっかりと捉えてやっていきたいと。また、再度各課のほうに確認したいというふうに思います。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 私の一般質問は、こういった補助制度があるうちに、早く計画を立ててやるべきだと思います。道の駅つくるときには、その話はオープンと同時にできるような話をしていたのがどんどん延びて、今は結果よければ終わりよしではなく、やっぱり国でやっている事業を早く察知して、その中で行わなければならないと思います。

中央小学校の補助も、起債を1億3,000万円起こした。でも、後から補助金がもらえたという

ような形のこともあるかと思いますが、改修工事をする前にはそういう制度があったわけですから、それをいち早く察知して、国の動向を見ながらそういう耐震問題だとか町はやってきたわけですから、こういったE V充電器の問題についても、やっぱりいろいろなこれから行われる事業の中で、本当は来年度やらなければならないのだけれども、今年度やれば有利だというものであれば前倒しをしてまでも先にやるのがいいかと思いますが、その辺について総務課長、もう一度お願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 9月のときに、26年度の決算の報告もさせていただきました。

町の財政事情がこのところ、財調の取り崩しが非常に多くてだんだん少なくなってきているというところで、大分厳しくなっているというところがありますので、議員さんおっしゃるとおりだと思いますので、できる限り方向としては前々で手を打つということが必要だとは思いますが、その辺はやっぱり事業の平準化もありますので、余りにも突出し過ぎますとその後が大変になってしまうというところがありますので、財政運営は今非常に難しいところに来ておりますので、議会の皆さんとか町民の皆さんのご要望とかをあわせて、町長を筆頭にその辺はしっかり計画を立ててうまい補助事業を取り入れていくということは、先ほどから言っているとおり必要だというふうに思いますので、皆さんのご協力のほうもぜひお願いしたいというふうに思います。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） この問題を糧に、新しい取り組みが国の動向によったりとか、そういった形が変わってくるのはよくわかると思うのですが、それをやっぱりいち早くアンテナを高く持って取り組むことが、町民に対しての有利な行政サービスにつながるのではないかと思いますので、この道の駅については、先ほど町長から説明があったとおり10月8日に第1次の審査を受け、12月14日で確定が決し1月15日には大体できると、2月ぐらいには運用ができるというような形で安心はしました。やはり情報発信の玉村町の道の駅という形で始めた駅ですから、午前中のときにもいろんな人の意見があるかと思いますが、そういうのをいろいろと検討しながら、創意工夫をしながらこれから取り組んでいかなければならないと思います。また、予算取りをするには、やっぱり国の動向をちゃんと察知して、これからの来年度の予算取りなんかもきちんとしていかなければならないかと思えますので、道の駅のE Vにつきましては2月にできるということで安心しましたので、これで終わりたいと思います。

次に、ラジオ体操の件なのですが、町長は町民1スポーツという形で玉村町の健康管理を行ってありました。でも、これから高齢化が進んで、町民1スポーツといってもなかなかいろんなことに取り組みなくて、うちのおじいちゃんもそうなのですが、今まではグラウンド・ゴルフに行ったり

とかいろんなことができていましたけれども、やっぱり足腰が弱ってしまうと、うちにいる時間とか、あとはデイサービスに行っている時間しかないわけです。動ける範囲がやっぱり狭まってしまったわけです、年をとると。

町民1スポーツという中で、いろいろ福祉課のほうでも、町内のところの公民館を使って老人の運動だとか、そういうのもやっただけでいいのですが、先ほど町長の答弁にもあったようにラジオ体操というのは誰でもできますし、本当に時間を決めて、玉村町は例えば7時になるとラジオ体操が鳴るよとか、5時になるとラジオ体操が鳴るよとかというので合図というか、そういうみんなが一丸となって健康になれるようなことをすることによって、やっぱり医療費の削減にもつながると思いますし、そういうことをこれからいろいろな部署に行って検討していただきたいと思います。

私は、せっかくFMたまむらがあるので、FMたまむらをこれから防災のときの緊急時の発信の拠点としても行ってもらいたいのので、やっぱりそちらと協議をしながら、例えば朝の6時半なら6時半にFMたまむらをもって、ラジオを聞いて散歩行っている人も、マラソンしている人も、家にいる人も一緒にできればいいのではないかなと思ってこういうのを提案したのですが、その辺について町長、もう一度だけお願いできればと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 私も6時半に、時間があるときは体操しています、NHKで。多分玉村町ではないまちでは、公園に集まってきて、6時半になると輪になって体操しているというところもありますし、それは率先している人がいますと、リーダーがいますとそういうの始まります。

そういうような形で、強制ではなくてみんなが自分の健康を考えるとということで、あちこちでそういう形の、今福島では前の区長会長さんが中心になって、年間を通して6時半になると体操をしているのです。子供会も一緒にしているし、夏休みが終わると今度は大人だけになるらしいのですけれども、やっているということで。だから、これを徐々に全町に広げていくと、こういうことを決めてやれと言ってもこれは難しいことだと思いますし、そういうふうな雰囲気になってくるまちづくりができるということは、今浅見議員さんが言ったとおり大変いい提案だと思いますので、ぜひ今後いろんなところで勧めていきたいなと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 何でこの質問をしたかという、朝よくラジオを持って歩いている人がたくさんいるのです。私毎日2キロなのですが、7時前後に犬の散歩をしていますと、文化センターの丘のところちょっとお年寄りの人が何人かで太極拳をやっている方がいまして、ああいうのをよくいろんなところの地区なんかへ行くと、太極拳をやっているグループがあったりとか、公園なんかで

いろいろやったりとかというのをしていますので、やっぱり何かそういうみんなが集まってできるようなことが一番いいのではないのかという中で、ラジオ体操というのを伺いました。

NHKで朝6時半にやっているのも知っているのですが、うちにいる人はそれでいいかもしれないけれども、玉村町は玉村町独自で、毎回同じ時間になるとラジオ体操が流れるので、あそこは本当に健康管理はちゃんとやっているよというなのも1つの発信だと私は思って、この企画を本当に考えていただいたりとか、また体協だとか体指の方と進めて、やっぱり1日1回きちんと同じ時間に体を動かすということが一番健康にいいことだそうですし、1日何時間何分きちんと2キロとか3キロとか最低でも歩くようなことが、一応毎日継続してやるのが一番の体調管理になるという話を聞きましたので、その辺もこれから町長、また健康福祉課の課長等でいろいろと協議をしていただいて、本当に町民1スポーツというのも含めて、ラジオ体操の推進をしていただければと思います。

次に、文化センターの周辺開発の事業にかかわる交通安全の確保ということで都市建設課の課長に聞きたいのですが、小学校の通学路がやっぱり一番の心配なのです。鯉沢の横のところに、今茶色いフェンスを張ったかと思うのですが、あれは何で張ったかという、これから28年度に向けてこちらの100戸になりますか、文化センターの東側のところの工事が始まると砂利ぼこりが立つので、あそこにぼこりが立たないように、本当にきれいにグレーのいいフェンスをここに張っていただいたのですが、あれが視界がうんと悪くて、あそここのところの車が全然見えないのです。対向車も見えないのですれ違いができないような状況で、今どうしても広幹道に乗りたい車が文化センターの周りを通って、あそこを通る車がたくさん多いのです。私も必ずあそこを上りおりするのにあのところを通るのですけれども、ちょっと危険で、自転車が急に飛び出てくるような感覚になったり、前はフェンスがないときは向こうから自転車が来るのが見えたのですけれども、今2人乗りの自転車なんかふあっと来てしまうと、本当にぎりぎりガードレールがこっちにあるので、危険なのです。だから、そういう中でちょっと環境が変わると交通事故というのは起きやすくなると思うので、その辺のほうのきめ細かなあれをしてもらわなければならないし、子供の通学路ももうちょっと迂回をするなりして、広幹道の端っこを通ってうちの子なんかも行っているのですけれども、うちの地区の子はそういうふうに行っているのですけれども、やっぱり鯉沢の脇が近いので、あそこを通る子がたくさんいたりとか、旧354の南側の子はあそこを渡るのです、フェンスのところを。そうすると、やっぱりちょっといきなり見えなくて危ないらしいのです。だから、その辺で子供の事故も1個でもあると大変ですから、やっぱりその辺のことを考慮していただいて工事を進めていっていただければと思うのですが、その辺について一言お願いできれば。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 鯉沢の北側に砂ぼこり等が舞ったときに、ほかの人家等に飛ばない

ようにフェンスというのですか、ネットを張らせていただいたわけですが。逆にそれが、交通の障害になってしまっているというような状況があるということでございます。こういう点については、またそういうご意見も聞きながら、うちのほうとしてどう対処できるか考えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） その中で、また中央小学校も今工事しているではないですか、中央小学校の工事が3月に終わると、その後にもまたあの近辺がずっと工事車両がたくさんふえるので、やっぱり学校当局とかPTAを交えたり、地区の役員も交えてきちんとした道路の安全確保という形で行っていただければと思いますが、その点についてお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 地域との話し合いということでございます。

うちのほうとすると、こんな工事をやりますよということで地域は地域に回覧、また学校には学校にこういう工事をやりますよという通知のほうは出させていただいているわけですが、工事関係者と、また地域の方と学校等々の安全会議ではないですけれども、そんなものも進められるかどうか、今後の検討課題にしていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 事例ではないのですけれども、そこの新しく上之手のところを通ったときに、白いばらのところが大分事故が、本当に「止まれ」の1個が変わっただけで毎日毎日近所の人ばかりが巻き添う事故がたくさんあったではないですか。あれと同じで、うちのところも環境が変わって、停止線が変わったりとか外観が見えなくなると、本当になれている人が一番危ないのです。それと、あそこを通過して通勤に使っている人が、たくさん朝方えらい勢いで飛んでくるので、やっぱりその辺も看板を立てるなり何かして対策をしてもらいたいのですが、その辺について一言お願いできれば。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 環境がいろんな面で変わってくるということでございます。それに対応をとということでございますので、また学校等とも、地域とも相談をさせていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） ぜひとも看板をお願いします。とまれの前のところの看板だとか、危険だとか、そういった見通しがうんと悪くなってしまったので、あそこが必ず接触事故だとか、そういうのが起こりやすくなってきておりますので、地域の方にビラをつくるのはわかるのですけれども、地域外の人も通過しますので、事故があつてからでは遅いと思いますので、その辺をきちんと整備しながら工事を行っていかないと大きな事故にもつながると思いますし、またお年寄りの方が運転をしているので見過ごしてしまう方がいて、とまれをとまらず行ってしまったりとか、本当にそういうのが結構ありますので、環境変わるとそういうことが起きますので、その辺もやっぱり事故が起きないような整備をきちんとしていただければと思います。

次に、2番の雨水対策のことなのですが、私としてはあそこのところが、今の旧354の私の自宅の前のところは、北側の雨水対策と下水と工事がほとんどおおむね終わるような形にはなっているのです。それで、また中央小学校の南側に、あそこに3,000平米ですか、1,000坪の池ができますよね、そうすると雨水対策が大体大方あと1年ちょっとで終わるのかな。そういった中で、やっぱり鯉沢のところもそんなに今はあふれなくなってきていますし、割と交通量が多いのが、鯉沢の脇は交通量が昔から多くて結構事故もあるので、できればあそこのところの歩道と自転車道みたいなのを、板井のところはやりましたよね、板井の北側のところの川の上を歩道整備と自転車道みたいな形で危なくないように、あそこも交通量があつたので板井の整備等々で一緒にやったと思うのですが、やっぱりそんなような考えをきちんと計画に入れていただきたいのですが、その辺について一言。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 町長の答弁にもございましたように、改善されているのはされているのですが、まだ一番下のほうではちょっとあふれるようなところもあるという話も私ども聞いております。

あとは、調整池をつくれれば安全になるのではないかというところもございしますが、上流から流れてきている部分というのが結構あるというふうに思います。うちのほうで調整池3,000平米ほど使って池をつくるのは、あくまでも今回の区画整理をやった中での雨水対策というふうに考えております。今までの上流から流れている部分については、やはり鯉沢を若干流れをよくするとか、いろんな面でちょっと手を入れながらあふれるのを少なくしていきたい、それが完全に仕上がってからの対応ということになってしまうということですが、安全管理、交通安全等からいけば、自転車、歩行者が分離されるのが一番安全というところもありますので、その整備が終わってからの話になってしまうのですが、若干後になってしましますが、そこらの検討をさせていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） 旧354沿いのところは、三和食堂から下新田の北側の道路は大体大方終わったのです。あと南側のところが、金田スタンドさんから下新田の信号までの残り4分の1のところが、まだあと1年かかるそうです。そこが終わると、また貯水池のところが終わるのが時期が重なるとは思うのですが、そうなったときの前に計画を入れていただくような形だとか、高橋課長だっずっと都市計画課長でいてくれるのなら、今頼んだので助かるのだけれども、ずっとそこにいらっしやるわけではないので、やっぱりそういうのも引き継ぎをしていただいて、町長に一言いただければ議事録に残りますので、一言ぜひともよろしくをお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） この問題は長年の懸案でございますし、交通安全という立場からすれば、これに最大限の力を入れていくということでございますので、ご理解をしていただきたい。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） そんなこと言わずに、ぜひともやりたいと言っただけだとありがたいのですが、予算取りだとかいろいろありますし、なかなか下新田ばかりがうんとよくなっているように見えて、ほかの議員さんからおまえのところだけいいと言われるのも困りますので、ぜひとも頭の隅に入れておいていただいて、計画が進むにつれて、交通量が変わるし住宅の数もふえますから、危ない箇所になっているのはもうずっと昔から通学路で、あそこが一番危ない箇所になっていて、中央小学校にも子供が、今度200戸できれば人の数もふえるわけだから、やっぱりそういうのも検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の問題にある3番の問題にちょっと移りたいと思うのですが、本当にあそこ住所が200軒できると、やっぱり下新田今1, 300戸のでっかい大所帯なのです。さらにあそこを下新田にするのがいいのか、また町内の受け入れだとか、そういうのを各町内の人はどうしていくのかというのが、今町内の会議なんかがあると、あそこは8丁目の分になるのかねとか、ここは9丁目の分になって幾つできるのかねとか、そういうのがやっぱり近所の話題になっておりますので、またきょう区長さんも先ほど後ろに見えているということは、あそこに新しく区画整理の前に1軒だけうちができたのです。あの方が7丁目に入るのだから、地番は福島なのだからということで7丁目の幹事長と、ごみはどこに出しているのだとか、そういう細かいことまでいろいろな会議内容になってきておりますので、やっぱりこちらの7丁目、8丁目部分については1年おくれですけれども、9丁目上飯島部分については、これから来年のうちに整備が行われ、売却が行われ、うちがあと2年以内には建ち始まるとい

うような形の中で、ある程度換地が済んだらというご答弁があったのですが、その前に役職の方も、役員というのが1年ごとに交代で、各町内もみんな4月になると引き継ぎはするのだけれども、1年ごとに毎年毎年同じ話しなくてはいけなくなってしまうので、やっぱりある程度計画を立てていただかないと、こうにやっていくとか、こういうふうにやっていくとかというのを都市建設課長に、ある程度こういう形でこの年度はこうなりますよ、来年度はこうなりますよというような形で文書でいただいて、正月の初会のときにでも配れば、本当にみんなが安心するし、そこをどういうふうにしていきたいというのも、これからの検討課題ということで何か書面で残せるようなものがあれば私としてはありがたいと思って、ちょっと一般質問させてもらったのですが、その辺について一言お願いできれば。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） この地域の大字をどうするのだという問題は、やはり約200戸を予定しておりますので、そこらは地元とすると大変な問題なのかなというところもございます。地元の区長さん等にもお話も若干させていただいています。

そういう中で、まだまだなかなかちょっと結論も出ないというところもございますし、また今現在補正予算の中にもございましたが、今事業者の選定に入るところでございます。これで今月の15日ですか、プロポーザル等によって提案が、それが受け入れられるということになれば、そこいらで今度は事業者も決まってしまうので、そういう方と地元の区といろんなお話もできるかなと思います。そういう中で、もうしばらくちょっとお待ちをいただくと、ある程度の具体的な話ができるかなと思いますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 12番浅見武志議員。

〔12番 浅見武志君発言〕

◇12番（浅見武志君） わかりました。そういったことも踏まえて、本当に人口がふえるのはうれしいのですが、200軒のごみの問題だとか、それから班割だとか、いろいろそういった細かいことも先行き全部出てくるわけですから、前倒しである程度の計画がわかっているならば、そういうのに向かって次へと順番にバトンタッチができていけるので、話がうまく進むかと思っておりますので、急に中心部が、あそこが中央小学校だ、文化センターの開発だというので、大分さま変わりしてきますので、やっぱりその辺も含めてきちんとした計画を区に提示をしていただいて、そういった問題については早急に検討していただけることをお願いいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、13番石川眞男議員の発言を許します。

[13番 石川眞男君登壇]

◇13番(石川眞男君) どうもお世話になります。お疲れのところ、あと2人よろしくお願ひします。

これから生活困窮者の質問もしたいと思うのですが、全労働者の4割、そして若者の5割が非正規職、そして競争原理を主軸に置く雇用環境の中で社会は寛容さを失い、貧困は全世代共通のものとなりつつあります。多くの若者が未来に確かな生活設計を見出すことができず、将来に夢を持つことのできない環境は、どうしても変えていく必要があるかと思ひます。与党内では、2017年4月からの消費税10%に向け、軽減税率導入に向け協議を進めております。一方、アメリカですら200兆円程度の内部留保額にもかかわらず、日本国内では大企業の内部留保は330兆円をはるかに超え、その使い道はほとんど将来のために備え置く、蓄え置くというもので、とりあえずの使い道はないというのが実態です。

派遣労働者と非正規雇用職の大幅な導入により、本来労働者に払うべき賃金分が内部留保拡大の主要因となっていることを考えれば、年間消費税収入約16兆円とも17兆円とも言われていますけれども、その半分ないしは3分の1の金額を内部留保から取り崩し、そのことにより消費税増税すら要らなくなるという事態もできるわけです。私に言わせれば、ちまちまとした軽減税率論議ではなく、大きな政策論議をして富の再配分、これを実現する試みが今は求められているのではないかと思ひます。そのことをなくして、この格差社会の是正というのはできないような気がするのです。そういうことを思いに質問をさせていただきます。

利根川、烏川の水門の開閉についてお尋ねします。下之宮にある利根川の水門、川井にある水門の開閉は今現在不可能となっていますが、最近の突然起きる自然災害を考えると、対応は急ぐべきではないかと思ひますけれども、どのように考えていらっしゃいますか。

2番目、JAしばね支店跡地に多目的用途の勤労者施設をつくって、地域の勤労者住民の福利厚生、交流、文化向上を図ってほしいというものです。まず1つとして、川井工業団地内では多くの勤労者が働いています。かつて、勤労者施設をこの地域に建設する動きはあったでしょうか。

2番、工業団地で働く勤労者を芝根地区住民との交流を図る意味でも、JAしばね支店跡地を多目的用途の勤労者施設として職員を配置し、地域住民と勤労者との福利厚生、交流、文化向上の拠点とすることは、芝根地区の創生という意味でも必須事業と考えておりますけれども、どのように町は考えているでしょうか。

3番目です。水辺の森公園の活用が活発になってきました。環境整備を一層進めていただきたいということで質問いたします。この4年ほど、住民の努力で水辺の森の環境整備が進み、さまざまなイベントが開催され、町外の人たちからも注目を浴び出てきた反面、岩倉橋下でのバーベキューや花火遊び、トイレのいたずらが目立つようになりました。多くの人の憩いの場にふさわしい公園にすべ

く、野球場など東側施設も見据えたトイレ整備、防犯カメラの設置は必要と考えますが、どのように考えているでしょうか。

最後に、生活困窮者自立支援法の実際の運用実態についてお伺いします。4月から施行された貧困の連鎖を断ち切るための生活困窮者自立支援法は、玉村町ではどのような形で実施されているかお伺いします。

1つとして、生活困窮者の人数、状況はどの部署で把握し、対応しているか。また、相談支援員は何人配置されているでしょうか。

2番、必須事業としての自立支援事業、住居確保支援金事業のほか、任意事業としてどのような取り組みを考えているかお答えいただきたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 13番石川眞男議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、利根川、烏川の水門の開閉についてでございます。利根川の下之宮陸閘と烏川の川井陸閘の開閉及び対応に関する質問にお答えいたします。石川議員ご指摘のとおり、利根川と烏川には河川内に入入りするための通路を確保するため、堤防に陸閘が設置されている箇所が2カ所現存しています。これらは、古くから河川内の畑の耕作や河川水の利用等を目的に設置された施設でございますが、いずれも水害が予測される場合は板を設置し、洪水から堤内地を守る構造となっております。

一方、東日本豪雨の被害状況等を目の当たりにしますと、過去に例のない記録的豪雨や台風などによる水害への備えは、ますます重要なものと認識をしております。下之宮陸閘は、水害が発生した場合に影響がある芝根地区9区長より、この10月に施設の改善要望をいただいております。これを受け、河川管理者である伊勢崎土木事務所と対策を協議した結果、通路部分にコンクリート壁を設置し、板の設置、撤去の作業が不要となる構造に変更する計画で、地元関係区と協議を進めているところでございます。

また、玉村町所管の川井陸閘につきましては、本年9月、台風18号の接近時には烏川の増水が心配されたため、国交省であらかじめ陸閘を閉じており、水害を防止する対策が実施されている状況でございます。今後の管理につきましても、水害をより確実に防止するために国交省と町で綿密な連携や役割分担など、よりよい管理方法を検討したいと考えております。

次に、JAしばね支所跡地に多目的用途の勤労者施設をつくり、地域の勤労者住民の福利厚生、交流、文化向上を図れについてお答えいたします。

初めに、かつて勤労者施設をこの地域に建設する動きがあったのかについてでございますが、昭和62年ごろに東部工業団地内企業により組織された錦工会より、東部工業団地内運動公園に企業が会

議に使用でき、団地内の企業間の親睦を図る行事ができるような施設の建設要望がありました。そのため、当時の通商産業省所管の工業再配置促進法に基づく補助金を利用した施設建設に向けた取り組みが行われましたが、対象企業の問題により、この計画が実現できなかった経緯があります。現在その予定地となったところは公園となっております。

次に、JAしばね支所跡地に多目的用途の勤労者施設をについてですが、工業団地等で働く勤労者の福利厚生、交流につきましては、玉村町勤労者センターを拠点といたしまして、町全域を対象に事業推進を図っているところでございます。この地に勤労者施設をつくることは、今のところは想定しにくいのが現状でございます。

また、JAしばね支所跡地の取得につきましては、平成27年2月17日付で芝根地区の9区長さんより要望書が提出されております。6月と9月には、2人の議員さんから一般質問をいただいているところであります。この間、しばね支店用地につきましては、JA幹部より町に買っていただくことを第一に考えているという回答をいただいているところでございます。町といたしましては、財政事情の厳しい折でもありますので、どのような利活用を図るべきか、地域の要望等を踏まえて十分な議論、研究が必要かと考えております。

次に、水辺の森公園の活用が活発になってきたと、環境整備を一層進めたらいかかの質問にお答えいたします。身近な自然と触れ合える機会、施設自体の周知、河川の積極的な利用を図るため、水辺の森を愛する会を中心に水辺の森でのイベント開催が、回数を重ね定着をしてくれております。また、グラウンド・ゴルフ場や野球場、キャンプ場、バーベキュー場とともに、近年利用者もふえてきております。

野球場、バーベキュー場などの東側施設のトイレ整備をとのご質問であります。この施設は群馬県から町が指定管理を受けて管理を行っております。町も、利用者からの要望等もあり、設置者の群馬県に要望しております。また、この場所は河川区域でありまして、河川占用の許可を受けなければ設置できませんので、群馬県と協議を重ねていきたいと考えております。また、関心を持ち、よりきれいに使っていただく人もいれば、心ない人がごみ捨てや花火、所定の場所以外でのバーベキューをしている跡もうかがえます。このようなことのないように、注意喚起として防犯カメラの設置についてのご提案ですが、町としても防犯カメラの設置取り組みを始めたところでありますので、この場所についての、河川についての防犯カメラについては、今後の検討課題にしていきたいと考えております。

次に、生活困窮者自立支援法の実際の運用実態についてお答えいたします。この法では、生活困窮者が居住場所を確保し、一般就労により自立生活することを目的にしております。その支援について福祉事務所を設置していない町村部の実施主体は、県となっております。群馬県では、直営実施でなく事業の実施を群馬県社会福祉協議会、これ県社協と言っております。県社協へ委託をいたしました。

県社協は、生活困窮者自立支援相談員として、県社協職員を福祉事務所管内に基本1名ずつ配置して町村部を支援しております。中部福祉事務所管内の当町、吉岡町、榛東村の支援相談員は、県社協の生活支援課内に2名が配置をされております。

町では、主に生活保護担当部署や町福祉協議会などが一時窓口としての機能を担っており、例えば生活保護の相談で来庁された町民が該当にならないケースを県社協へつないでおります。実際の生活困窮者の人数や把握は、調査が他方面にわたるため困難になっています。今後は、広報用パンフレットを管内に周知、回覧し、また担当課以外の課へも情報協力をしてもらい、生活困窮者の把握に努めていきたいと考えております。自立相談支援、居住確保支援の必須事業は既に県社協が行っており、当町においては現在5件の支援プランを立ててもらい、今後県社協、当町、町社協で協議をして進めていくこととなっております。

任意事業につきましては、県が来年度より子ども・若者支援として生活困窮家庭の子供への学習支援や、保護者への進学助言などを実施する予定でございます。町は、これについても引き続き、県、県社協、町社協など、連携を密にとり進めていく予定でございます。その他の任意事業につきましては、県が必要を見きわめながら徐々に実施していくと考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） それでは再度、まず水門の件の下之宮の部分なのですけれども、あれは入っていくと竹やぶになっていて、それを塞いでしまうという形で今対応しようとしているのですか、そのところに水神様というのがあるのです。そういったものの扱いとかを含めて、地元の人とどのようなことを協議しているのか、対応をちょっとお尋ねしたい。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） その件につきましては、先日区長さんのお宅をお訪ねいたしまして、私どもと、あとは事業を実施する伊勢崎土木事務所の担当者と行きまして、今は水が出るときには両方に角落としというのですか、板を入れるところが刻まれております。それで、その間に板を入れるということで、火雷様にその板が置いてあるという状況でございます。しかし、いざというときに、上にはサイクリングロードできてしまっていますので、なかなか入れるのが厳しいという状況で、区長さんのほうから、あそこから水が入ってくれば芝根地区にいろいろ被害が出るということでご要望いただいたということで、土木事務所の考え方とすると、そこに約1メートル近い厚いコンクリート壁を打たせていただいて、その水がこちらへ浸入しないように、堤内に浸入しないようにということで工事をさせていただければということで、区長さんのほうにはお願いに行っていました。

そうしましたら、そのときに外側には水神様の社というのがあります。そういうものもあるので、そういうものがちゃんと参拝できるような方策を考えてほしいとか、そういうご要望をいただいております。だけれども、一番最初に水害から絶対に守るのだということで、閉じていただくということを優先して、またその後に階段等で堤外というのですか、河川側におりられるような方策も考えていただければということで、今のところ区長さんからもお話をいただいております。

また、そこいらの細かい点について、地元の区の会議が近々あるというお話で、その中で諮っていただいて、また私どもに連絡をいただいて、私どもから伊勢崎土木のほうに回答するというような話にもなっています。そういうことで、今現在は地元の区長さんにこんな方策でやっていきたいというお話はさせていただいています。今後地元の区でいろんな調整を、区長さんを中心にしてしていただけるというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） あそこから、やっぱりあいて水も出てくると確かに大変な話になってしまうので、だからもう北側へ行くという用途がないかどうかということは、当然地元の人知っているわけでしょうから。それで、確かにあそこに水神様、守り神みたいな形であり、それでもし塞いだ場合も、要するに塞ぐしかないような形なのですよね、サイクリングロードが上に幅きかせてしまっているから。そうした場合の出入りを、はしごみたいなものなのか、少しスロープをかけた出入りをやっぱり確保していく必要があると思うのですけれども、その辺のことも話し合いは進んでいますか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 塞ぐということだけは、とりあえず先行させていただければということで区長さんにはお願いをさせていただいて、そこへ階段をつけるとか、そんなようなご要望をいただいています。ほかの地域でも堤防の外へ出るために、どうしても出なくてはいけないという条件があれば、その堤防に階段をつけてつくっている場所もございますので、そこいらについては伊勢崎土木、河川管理者と協議した上で今後の検討課題にさせていただければということで、そういう条件のもとに、区長さんのほうも地元区の調整を進めていただくということで話し合いをさせていただいています。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 地元にとっては、長い歴史の中での大きな現状変更になるわけですので、やはり慎重に区長も対応したいと思っていると思うのです。だから、村の協議会か何かあるらしいので、そういったところでよく詰めてもらって、そして安全な形での出入りができるようなことも踏ま

えて、よく相談してやっていただきたいと思うのです。下之宮のあそこの水門からの水の入り口になりますから、それは下之宮だけの問題ではなくて、特に芝根の住民は大きな問題、関心があることなので、非常に慎重、しかし的確に対応していただきたいと思います。

それから、川井のところがあります。川井のところはサイクリングロードがあって、1枚、2枚入るような余裕はあるのだけれども、あそこを逆に塞ぐと、こっちにちょうど畑があったりいろいろしますので、その辺も踏まえて今度はあそこを塞ぐわけにいかないと思うので、臨機応変に対応できるかどうか勝負だと思うのですけれども、その辺の捉え方は、町はどんなように考えていますか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 川井陸閘につきましては、町長の答弁の中にもございました。ことしの9月には、国交省のほうも川井烏川の水位が上がるのが心配されるということで国交省のほうで業者委託をして、この陸閘に板を入れさせていただきました。

そういうことで、国交省と町と協議をしながら今後も進めていくという状況にはあるわけですが、国交省とすれば、できれば一番地元にいる町に管理をお願いできればというようなお話もいただいています。そういうところで、そこいらを今後国交省とのいろいろ協議を重ねていくという話で進んでおりますが、水害になっては困るということでございますので、よりよい方向で国交省とも話を進めていきたいというふうに考えています。よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 本当に最近の自然災害というのは一気に来ます。この前のことしの夏でも、本当にちょっとずれればこちら、群馬県が大被害になっているという可能性もなくはなかったという、高気圧同士のいたずらといいますか、力関係の中でああいった被害が栃木県のほうは出てしまったということですので、そういった意味でも対応できるぐらいの気構えで対応していただきたいと思います。

それから、JAのしばね支店の跡地の問題なのですが、要するに52年ごろ工業団地の会社が、あの辺で仕事をしている人たちのための憩いの場所とか、会議する場所という形でそういう建物、勤労者センター的な機能の要望があったということなのですが、それが当該企業の問題で消えてしまったのですか、という今町長の答弁だったので、その辺は、ちょっとわかる程度で詳しく教えてもらいたい。

◇議長（高橋茂樹君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

◇副町長（重田正典君） 相当古い話なので申しわけないですが、一応東部工業団地の、要す

るに東京だとか工場過密地域から玉村町へ、誘致地域に出てきた会社の面積をもとに補助金を決定する補助制度がございまして、それでやろうとしていたのですけれども、たまたま出てきた途端にその会社が倒産というような形になりまして、そこで中断してしまって現在に至っているということでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 今のその勤労者センターは当面の間農協から借りているという、当面の間ですよ。当面の間というのは、いつごろまでという形で具体的なところはわかりますか、今後の予定とか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 勤労者センターにつきましては、当初農協との協定の中で明け渡すと、解体するというような形になっておりまして、町といたしましては、役場周辺高度利用計画というのを昨年、おととしつくらせていただいたのですけれども、その中で勤労者センター機能もなくするという予定になっております。ただし、同じ高度利用計画の中で、勤労者センターということかどうかわかりませんが、そこにある機能というのは、別の施設で維持をするというようなことに一応なっております。その計画は平成32年ぐらいに想定をしております。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） それは想定ですよ、何かもう想定にすぎないような気がするのだけれども、その場所で作るとというのが。

それで、町長答弁だと勤労者センター機能のあるものを芝根のところに持ってくるような状況ではないというような答弁ありましたけれども、しかしあそこはやっぱり工業団地で、これからも拡張して、そこで働く人たちがいっぱいいるわけです。それとともに、例えば桐生信用金庫跡地を改造して、例幣使道のにぎわいの一環にするための形での居場所づくりとか始めているわけです。それで、例幣使道というのはそこまでではないですから、芝根のほうまで例幣使道ありますので、そういった意味合いも含めて例幣使道を主体としたまちづくりをする意味でも、玉村宿レベルではなくてもっと東へ拡張する意味でも、芝根役場があった跡地ですから、やっぱり芝根の人のあの跡地に対する思いは深いものがある、強いものがあるのです。

ちょっと農協の職員に聞いたら、東村の農協どうしてしまった、それから境どうしたと聞いたら、赤堀は使っているらしいけれども、東村も境も分譲住宅になってしまいましたよと。だから、要するに今の農協の、どこもそうですけれども、不要、使っていない資産は合理的に処分しろとか使えとか、

そういったものの経理指導があるらしいですので、2年ぐらいではないのかなんていう話も聞きますから、やはり今芝根を見るとなかなかでかい建物ですよ、しばね支店。その辺も、やはり芝根の地域の人の交流の場として、1つどうしてもほしいというのが芝根の多くの人の意見です。なぜかという、そこの工業団地に勤めている人がいるし、そこに住んでいる人もいる、やっぱりコミュニティーの拠点にしたいと、そこでいろんな活動のさまざまなことができるわけです。そこには福祉施設、学校があり、病院というか医院があり、そしてにしきの園もあるという形での、芝根にとっての大きな文化スペースみたいな意味もありますので、そこは本当に民間の分譲住宅にやるような土地ではないというのが芝根の人の多くの意味合いなのですけれども、その辺は町長理解していただけますか、その思いというのを。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） J Aの跡地が、大変芝根の人たちにとって聖地であるということは私も十二分に理解して、今までもいろんな方と話しした中で、そういう気持ちが伝わってきております。

ですから、玉村宿、そして五料宿という2つの宿場があったわけでございますので、それを抱えている玉村町の例幣使道ということでございますから、ここだけの整備ということは考えていません。ただ、今後あそこをどういうふうに形を整えるのが一番いいのかなというのは、これからいろんな人たちと話をしながら進めていきたいと思っておりますし、役場の中でも土地の取得に対してはJ Aとの話の中で、J Aも町に買っていただけるのが一番いいのだということは言っておりますし、我々もその意思を尊重していきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） そうしたら、落ちついてあそこの地域の計画をつくるためにも、できれば来年あたり予算組みして土地の取得をしていただければ、本当にいい地域が、設計ができると思うのです。区長さんとかいろんな人の声を聞いて、アイデアは出てきますから。そういう意味で安心させていただく意味でも、ぜひ土地取得に向けて力を入れていただきたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。そんな方向でよろしいでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 議員さんからの質問も3月と9月のときにも出ておりますし、区長さん連名での要望もございます。その辺を十分に尊重していく予定でございますし、この場で、では買いましょうという返事を簡単にするわけにはいきませんが、町としてもそういう方向でJ Aとこれから話をしていくということでいきたいと思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） ぜひお願いします。

それから、3番目の水辺の森の公園、数年前私がたまに朝行くと、私は鬱蒼とした森が好きなのですけれども、今のような状況ではなかったの、確かにいやあと、そういう感じですよ、バックするような感じでした。ところがこの数年、特にこの前の秋の音楽祭のときに行ったら森が生き返ってしまいました。

それで、川の水が本当にきれいで、子供たちが遊べる、魚がいる、そして芝生がきれいになっているというところで、この4年間ぐらいの成果、これは本当にあそこのうっとしい森を何とかしたいという気持ちから、また水辺の森がもったいないということから始まったのでしょけれども、大きな成果だと思うのです。その成果をまず確認した上で、しかしその中でまだ課題が、やっぱり成果が獲得できたがゆえに問題も出てきました。問題解決すればいいわけですから、それで今ちょっと私が言った、あそこの橋の下でのバーベキューとか雨の日にやったのでしょね、それとか花火とか、トイレに花火の火をつけてしまったとか、そういったことは町は認識していますか、その事態は、そういうことがあったということは。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） そういう事実があったということで、水辺を愛する会の方、またはばるの方からお話をいただいています、私どもも確認をして認識しております。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） それに対して、やっぱり対応していただくという形で当然いいと思います。いいわけですよ。だけれども、しかしここは県のもので、むしろ町が指定管理を受けているわけだから、だから県の意向があるから、県といろいろ話し合いながらしていきたいということでしょうけれども、本当に水辺の森が町の人だけではなくて、町外の人が結構いい雰囲気だねという、夏場の雰囲気が特にいいという声を聞いていますので、それは課長もその辺聞いているでしょうけれども、そういう意味であそこはもっともっとイベントの回数もふえてくるだろうし、またさまざまなイベントも多様なものになってくるのではないかと。それと、こちらに野球場もありますし、バーベキューの場所もあるということになってくると、東のほうの置きっ放しの仮設トイレを見ているとどうにもならない。そういう意味で環境整備をトータルなところでの、例えば東部公園にはいいトイレできましたよね、スポーツ広場には。あんな形での整備もやっているわけだから、人が来るということを前提にもっと大きなものを適切な場所に配置するような状況、そういうものはやっぱりとっていただく必要

があるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 年々水辺の森といいますか、あそこは岩倉自然公園ですか、全体的に考えますと、そういう名称で整備等も進めさせていただいています。岩倉橋から西側につきましては、やはり県の整備事業でやったのですけれども、あれは町管理ということで水辺を愛する会の皆さんにいろんな面でイベントとか、そういうものに利用させていただいています。

また、東側の野球場、バーベキュー場につきましては、これは県の施設ということで県が占有を受けている施設でございます。そういう中で、それを先ほど町長の答弁にもありましたように町が指定管理を受けていると。施設の設置者は、あくまでも群馬県が設置ということになってございます。そういう中で、我々もバーベキューだとかキャンプに来たときに、トイレはあれではちょっと、もう少し変えてほしいとか、そういう要望もございます。そして、すぐ西側を見ますと水辺の森のトイレもございますので、そういう面で県にも要望しておりますが、なかなか県のほうも設置まで踏み切れないうのが現状かなというふうに思っています。今後も、県のほうに要望していきたいというふうに考えています。よろしくをお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） やっぱりそれには県の人にも見てもらって、ここがどういようにならなくなってしまったのだ、それこそ物すごくお金を、毎年毎年大きな金額を投じてきたのだけれども、効果が上がらなかったのではないかという議論がいっぱいあったわけです。しかし、ボランティア団体が動いて草刈りしたり、いろんなことを何年も続ける間に、本当にすごい地域になってしまったというか、なってきたなど。それで、そこには冬になればまた白鳥が来るわけですから、本当に地域としてもこれからだなど。特に夏場の暑いときというのは、もう炎天下は容易ではないけれども、あそこ木陰に行くと非常に涼しいし、この前のイベントのときは藤岡のほうからきこりの若い衆が来ていたので、きこりの人が力をつけなくて簡単に登れるのです。そういう機械みたいなものによって子供たちと一緒に登っていましたが、ああいった形でより一層、癒しの場をこの町は持っているということなので、あの地域をもっと育てるためには、やはり町も力を入れて、かかわっている人の要望をちょっといろいろ聞いていただけたらと思います。

最後の質問になりますけれども、生活困窮者支援法、これがなぜこういう法律ができたかというのと、それはもう本当に生活保護に直結するような事態の人がたくさんいるということがわかったから、こういった形になったわけです。それで、何か聞くところによると、これが厚生労働省の援護局長からの町村への協力依頼であるので、これを読むとなかなかのことが書いてあるのです。どういうことか

という、いわゆる新制度は生活困窮者支援という住民に対する基本的なサービスにかかわるもので、個人の自立のみならず社会資源の活用、開発、中間的就労など、多様な働く場や社会参加の創出、新制度を通じた社会づくりを目指すものであり、福祉事務所を置いていない町村においても非常に重要な制度です。それで、福祉事務所未設置の町村については、都道府県が実施主体となります。それで、都道府県は今の町長答弁でいうと、群馬社協に投げたわけですね。だから、結局それで私が玉村町と吉岡町、榛東村、ここで相談員が2人しかいないというのがちょっと私にはわからないのだけれども、その人につないでケアしてもらおうということなのですか、玉村町から県のほうに。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 相談員の関係ですが、基本的にはここは中部地区なので、本所を抱えているわけです。支所なんかも含めて基本的には1名なのです。相談支援員というのは1名置くということになっているのですが、本所の場合は県社協になっていますから、そこには主任相談支援員というのがもう一人います。それで2人と言っているのですけれども、ちょっと欲かいた言い方、回答になってしまったかもしれないのですけれども。それと、なお前向きに考えれば、就労支援というのも1名置いてあるわけです。だから、それを含めれば中部地区管内には3名と言ってもいいのではないかと私は考えておまして、そんな形で認識をしております。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 3名しかいないのか、2名しかいないのかと、私にはそういう考えしか浮かばないのです。2名いる、3名いるではなくて、1名のところ中部管内は2人いると言いましたけれども、それしかいないのかという感じです。というのは、やはり今の深刻さというのは、子供の6人に1人が貧困世帯に住んでいるという状況もありますし、それでこの町村への協力依頼の裏面を見ると結構なことは言っているのです。税や保険料の滞納者のうち、法等の支援により自立の可能性がある者や、地域の各種ネットワークやさまざまな相談窓口で把握したもので、それで生活困窮者の状況に応じて自立相談支援機関、福祉事務所やハローワーク等の関係機関に適切につなぐことと、こういったことも書いてあるのですけれども、玉村町の場合は例えばハローワークとの接続なんかは考えているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） その支援事業の流れといたしまして、役場に相談に来ると、役場の担当は、もうこの人は生活保護を受けないとだめだなと言えば生活保護に持っていきます。まだ、支援すれば自立できるという判断ができれば、町社協、県社協へつなぐわけです。そういう中で、県社

協、町社協、そこら辺町が入るかどうかはあれなのですけれども、その本人と面談をするわけです。それで、スクリーニング、アセスメントを経て、いろいろプランを作成するわけです。その後に支援調整会議と、実は先ほど町長が5名について支援プランを立てたというような回答ありましたが、その5名について、おととい支援調整会議というのを町社協で開きました。そのメンバーといたしますと、町社協の担当もおりまして、たまたま私は、本来はメンバーではないのでしょうけれども、勉強のために参加させていただきました。それと係長、それに生保担当、それに保健師、それと伊勢崎のハローワークの方にも参加していただいています。それと、中部福祉事務所2名参加していただいています。それと民生児童員の会長、それと障害者就業・生活支援センターの方が1名、それとハローワークの下部組織らしいのですけれども、群馬わかものハローワークというのがあって、これはいつも入っていないかもしれませんが、そういう方も今回は来ておりました。それと県社協から3名来て、そういう中で調整会議を開きまして、5名1件ずつ経過説明をして、今後どういう方向性、どういうサービスをしていったらいいのだろうということで協議をしたということをやっています。

そういう中で、やはりその人の心とか体とか家族状況、そういうものいろいろ複雑な面がありますので、そこですぐこうだという、なかなかそういう答えは難しいというのはあるかとは思いますが、そんなような形で支援をしていくということが現状になっています。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 今課長が、非常に言葉がはっきりしないような形でしか答えられないぐらいやっぱりデリケートな問題なので、特にこういった生活支援、要するに役場へ胸張っていけるような状況ではないわけです。恐る恐るこわごわ行くわけです。その中で、職員が原則論で言われたらバックしてしまうのです。そういう意味で、例えば滋賀県に野洲市というところがあるのです。ここは、こういった形にどういうことをしているかという、おせっかい焼きみたいな形をしているのです。おせっかい、要するに滞納で来れば、どうして滞納したの、誰からお金借りたの、どういうふうに返済方法するのと、だんだん聞いていくのです。そうすると、それで市役所ないしは庁舎へ来たら、1つだけ役場へ来てよかったなというような形での結果を出して帰ってもらうという形でくせづけると、市役所へ行くと助けてもらえるのだみたいな形になってくるのです。だからそのポイント、要するにマニュアルどおりにやるのではなくて、本当に苦しんでいる人が来るわけだから、そうすると例えば野洲市は職員を1人配置しまして、1つの滞納のところに来れば、その話を聞いて、それで家族状況を聞いて、それで同意書をもらうわけです。要するにこのこと以外には使用しないという同意書をもらった上で、例えば子供がいれば就学援助のところは適用されるのではないかと今度は教育部門へ行って、いろんな部門を職員が付き添って行ってしまいます。そうすると、たらい回しにされると、また行ったところで同じことを言わなければならない、今度は職員と一緒にいると職員が言ってくれると。

それで、職員が違ってればそうではないですよということと言う形で、庁舎を縦断できるような専門的な職員を1人置いて、その相談者と一緒に回って歩くのです。そのことによって、非常に相談者の気持ちやんわりとして、それでまた本当のことが、一層信頼関係の中でここがだめだけれども、こここのところで少しできるのではないかということ。それから、言っているのは自治体の実施体制の強化と支援を行う人材の育成、民間団体、NPO、社会福祉協議会への支援を強めるという、また連携も深めるということです。つまり滞納で来たのであれば、例えば弁護士会だ、税理士会だ、行政書士会だとあるわけだから、そういったところに全部つないで、そういったところでケアできるものはケアしてもらうという形でのトータルなワンストップで、役場へ来ること自体が全てのところへ連携してケアできるような、そういった状況を庁舎以外の団体との連携の中で深めていく。そのことによって、一方で生活困窮者の困窮理由、困窮解決に踏み出すような施策をつくれるのではないかという形での対応を野洲市はやっていますので、町長、ちょっと踏み込んで、こういう法律ができてしまったから、こうやって対応しましょうというだけではなくて、本当に苦しんで、役場へ来るのが容易ではないような人が、役場へ来たら少しは助けてもらえるのだということで感覚が変わるような対応をできるようなことにできないかと思うのですけれども。町長、要するにセクショナリズムだけではなくて、全部部局を横断できるような体制、その人を連れてみんな回っていけるような、それでみんなで解決できるような、できないものは法律家とか税理士さんとか、そういうところへつないでいくという、そういった体制、手とり足とりみたいなことをやっていかないと、生活困窮者は正直に話せませんから、心が開けるような状況をつくって対応できるということで、1つそういうことで一歩踏み出せるように、検討をまずしてもらえませんか。まず貫井町長にお尋ねしたい。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） やはり相談に乗ることが非常に大事でございまして、それには職員の資質の向上というのにも必要になってきます。

今うちのほうで非常に進んでいるというのが、滞納の整備、収税課です。ここの職員が非常にうまい対応をしてくれていまして、滞納している方の相談に乗ってやって、その滞納を解消していくということでございます。これと同じで、困窮者についても大分窓口にいる職員がベテランがふえてきて、その辺は十二分に対応できる力がついてきております。ですから、今後今石川議員さんが言われたとおり、役場の窓口へ相談に行くと、取られるのに行くのではなくて相談に行くという、そういう気持ちとなって住民の皆さんが役場に来てくれると。役場に来ていろんな話をしてみても安心をしたと、いろんな悩みも話せたし、いろんな話も聞いてくれたと、そしてわからないところを教えてくれて大変安心をしたという、そんなような窓口というのが一番理想ではないかなと思っております。

1つだけちょっと言わせてもらいますと、先日ある年金の方なのですけれども、旦那さんが亡くな

りまして役場の窓口に来ました。それで、娘さんが2人、ちょうどお父さんの葬式の後だということ
でついてきたと、1人はさいたま市に住んでおりました。1人は高崎市に住んでいると。2人の娘さ
んが一緒についてきて、いろいろ窓口で話をした中でやはりその娘さんが、この玉村の役場、これは
私の言うことですから半分に聞いていただければ結構なのですけれども、さいたま市役所より、高崎
市役所よりレベルが高いのではないかという、そういう話をしてくれたということでございます。そ
のくらい職員も、そういう面では非常に窓口の職員が気を使って住民サービスをしてくれているとい
うことでございますので、今期待に応えられる、これからどのくらい応えられるかわかりませんけれ
ども、まずは弱者の皆さんを救うというのか、相談に乗ってやれるという、そういう体制をこれから
つくっていく必要があるかなと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 職員もどんどん削減されている中で、やはり効果を発揮するのは庁舎外の
いろんな団体とのノウハウ、知恵、そういったものをうまく利用することだと思えます。活用するこ
とだと思えますので、その辺も含めてもう一度捉え直して、本当に貧困の連鎖を断ち切っていけるよ
うな状況を、少しでも前に進めるような形でお願いしたいと思えます。

質問をこれで終わります。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。4時10分に再開いたします。

午後3時56分休憩

午後4時10分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 次に、2番渡邊俊彦議員の発言を許します。

〔2番 渡邊俊彦君登壇〕

◇2番（渡邊俊彦君） 最後のお疲れのところご苦労さまでございます。議長の命により、通告書に
基づき一般質問させていただきます。傍聴の皆様には、暮れのお忙しい中、大変ご苦労さまでござい
ます。ありがとうございます。

1年を振り返ってみますと、いろんなことが起きるものでございます。9月には、台風18号の影
響により関東・東北豪雨災害が発生いたしました。茨城県では、鬼怒川の堤防が決壊し、常総市を初

め、多くの地域に甚大な被害が発生いたしました。被災された方々には、お見舞いを申し上げるところでございます。あの雨雲が群馬県を通過したならばと考えると、落ちついてはられない心境であります。

世界情勢を見れば、11月にはフランス、パリで起きたテロ事件では129人もの犠牲者が発生したと報道されております。また、レバノンの首都ベイルートやチュニジアなど、世界中至るところでテロが発生している現状であります。トルコでは、ロシア軍の戦闘機が撃墜される事件が発生いたしました。2020年には、オリンピック・パラリンピックが東京で開催されますが、テロに狙われないう警備や警戒を万全にしておくことを願うばかりでございます。暗いニュースばかりではございません。明るいニュースもございます。ことしのノーベル賞においては、日本人2人の方が受賞されました。生理学・医学賞に北里大学の特別教授の大村氏、物理学賞に東京大学の梶田氏が受賞されました。大変おめでたいことだと思います。また、通信衛星H2Aロケット29号の発射も成功いたしました。こういった明るいニュースもありました。

国内政治においては、安全保障関連法案、集団的自衛権が可決、成立しました。沖縄県においては、普天間基地移転問題では国と沖縄県がぎくしゃくし、大変な状況であります。また、経済面ではTPP交渉において大筋合意に至り、細部の交渉が行われているところでございます。政府では、攻めの農業という政策を打ち出しておりますが、簡単にはいかないと思います。玉村町農業においても、大きな影響が生じることだと思います。

それでは、本論の質問に入ります。1つ目の質問でございます。玉村町には、昭和40年代、50年代からバブルと言われる時代に、人口急増に伴い住宅団地や振興住宅と言われる住宅団地がたくさんできました。この住宅団地内の道路は、下水道や上水道の整備のため、何度となく掘り返される現状であると思います。そのため道路の状況は悪く、なかなか整備が行き届かないのが現状かと思っております。この住宅団地に暮らす方々もだんだん高齢になり、体も不自由になってきます。道路状況が悪いと危険であります。転倒の原因にもなります。改修の必要があると考えますが、町の計画はどのようになっているのか。また、改修の必要性について町はどう考えているのか、お伺いをいたします。

次に、2つ目の質問に移ります。農業用水田の排水路の整備についてお伺いをいたします。玉村町の農地の多く、ほとんどの農地は土地改良が終了し、40年間から経過をしていると思いますが、水田用の用水路は比較的管理が行き届いているようでございますが、排水路については土が堆積して雑草が生えてしまったところも少なくありません。優良農地の保全や豪雨対策の観点からも調査を行い、計画的に整備する必要があると考えますが、町の取り組みをお伺いいたします。

次の質問に移ります。3つ目です。地方創生についてですが、玉村町版総合戦略の進捗状況をお伺いいたします。国のほうでは、総合戦略の策定を押しつけてきていると思います。大変な作業かと思いますが、将来に向けた大事なこともかもしれません。この地方版総合戦略の作成に当たり、たまむら

の未来創生本部有識者会議等々、さまざまな方策を実施していることと思いますが、具体的な進捗状況や方針についてお伺いをいたします。

次の質問、最後になりますが、4つ目の質問であります。平成28年度予算編成についてお伺いをいたします。来年度予算の予算編成の時期になると思いますが、昨年や一昨年は文化センター周辺地区住宅造成事業や道の駅建設事業等、新たな大きな事業のための予算編成が行われてきましたが、来年度の予算編成について新たな事業が予定されているのか。また、予算編成について重点を置く事業は何かをお伺いいたします。

以上をもちまして、1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 2番渡邊俊彦議員の質問にお答えいたします。

初めに、住宅団地内の道路改修についてお答えいたします。町内の住宅団地は、昭和40年代から平成初期に整備され、それに連動するように町の人口も増加し、快適で利便性の高い生活環境の確保並びに向上のため、上下水道の整備も住宅地を中心に実施してまいりました。しかし、これらの整備や大型車両増加等の交通環境変化に伴い、住宅団地内道路の舗装状況は十分な管理状態にあるとは言えない状況にあります。このため平成25年度からは、住宅団地内の舗装補修も実施しているところでございます。一方、町内全体の道路状況を見ますと、交通量の多い幹線町道の舗装状態も決して良好なものではなく、早急に補修工事が必要な箇所が存在している状況であります。幹線町道や住宅団地内道路の舗装補修工事につきましては、現状の舗装状態の把握を行い、舗装補修方法の検討などを行い、限られた予算の中で効率的な、かつ効果的な舗装補修を実施し、より安全で快適な道路の保全に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

次に、農業用地の排水路の整備状況についてお答えいたします。ご指摘のとおり一部の農業用排水路については、用水路に比べ土砂の堆積や雑草の生えている状況が見受けられ、現地の確認も行っているところでございます。優良農地の確保や豪雨対策の観点から、幹線排水路である蛭堀、鯉沢は特に重要であると認識をしております。蛭堀については、一部で土砂の堆積や雑草の繁茂が著しいことから、今年度中に土砂の除去及び雑草の除草作業を実施する予定となっております。今後、農業用水路と同様に重要な農業用施設であるとの認識のもと、排水路についても適宜確認を行い、適正な管理を心がけたいと考えております。

次に、地方創生についてお答えいたします。玉村町は、まち・ひと・しごと創生法に基づく玉村町版総合戦略及び人口ビジョン策定のため、たまむらの未来創生本部、さらに広く意見を反映させるための有識者会議を設置し、策定のための協議を重ねてまいりました。この間、本部会議や5回にわたる有識者会議、議会と有識者との意見交換会、担当課とのヒアリング等を経まして、ようやく完成の

運びとなりました。

策定の方針につきましては、大きく分けて5つございます。1つ目は、高崎玉村スマートインターチェンジや東毛広域幹線道路整備を活用したまちづくりであります。これらの道路交通網の整備によりまして、広域的な利便性が向上し、玉村町から高崎駅東口へのアクセス時間が短縮されました。この道路条件のよさを生かし、産業集積を促して雇用機会の創出を図るとともに交流人口をふやし、地域経済の活性化につなげるまちづくりを行います。

2つ目は、3市に囲まれた地域特性を生かしたまちづくりでございます。玉村町は、高崎市、前橋市、伊勢崎市といった群馬の主要3市に囲まれ、これらのまちの通勤、通学圏となっております。こうした立地特性を生かし、3市の産業集積や都市機能を活用したまちづくりを行います。この3市と玉村町を連絡する公共交通の充実により通勤、通学の利便性を高め、ベッドタウン化により人口減少や少子高齢化に歯どめをかけていきます。

3つ目は、道の駅玉村宿を生かしたまちづくりです。平成27年5月に道の駅玉村宿がオープンし、町内の農産物の販売拠点や来訪者の立ち寄り拠点となることが期待されております。また、この玉村宿が集客性の高い交流拠点となり、町内の農業者や商業者の雇用を支える施設となるよう物販機能、飲食機能、情報発信機能などを高めていくことが求められております。魅力ある商品、メニュー開発や路線バスの乗りかえ拠点化などを進め、道の駅玉村宿を生かしたまちづくりを行います。

4つ目は、民間と連携したまちづくりでございます。玉村町には、群馬県食肉卸売市場、全国食肉学校、フェリーチェ玉村国際小学校など、全国的にも個性が光る民間事業者が立地しております。こうした事業者と連携して、新たな商品やサービスを開発して地域経済を循環させていくまちづくりや、国際教育の充実を図ります。さらに、地域特性に応じた土地利用の制約を見直すことで、幅広い民間事業者が進出しやすい環境を整えます。民間事業者の進出を促すことで、雇用機会の創出、子育てを初めとするさまざまな領域のサービスを充実させ、民間の力を積極的に活用することで転入者の増加につなげていきます。

5つ目は、リデザインを重視したまちづくりでございます。玉村町には、日光例幣使道の宿場町として発展した歴史文化的資源が残されております。また、本町は小麦の生産地、食肉の拠点といった特徴や、麦秋の田んぼや水辺を初めとする絵になる景観を備えております。こうした地域資源を現在の新しい消費者ニーズに合わせた施設、商品、サービスなどに活用していくリデザインを重視したまちづくりを行います。地域資源の優位性を見直し、関係者が連携して付加価値を高めることで、交流人口の増加や町内事業者の販売増進などにつなげていきます。

以上が、玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針でございます。具体的な施策内容につきましては、人口ビジョンとともに今定例会中の全員協議会の中で説明をさせていただきます。

次に、平成28年度予算編成について、重点を置く事業と方針についてご説明申し上げます。我が

国の景気は、緩やかな回復基調が続いており、先行きについては雇用、所得環境の改善傾向が続く中、各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されております。しかし、中国を初めとする海外の景気の下振れが、引き続き日本の景気を下押しするリスクとなっているところでございます。

こうした中、政府はこの6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015」、骨太の方針ございます。これを閣議決定し、地方行財政改革については地方創生の深化と地域の活性化を掲げ、先進的な事業に取り組む地方自治体を支援するとしており、一方で従来の国庫支出金等のあり方を見直すとしており、地方財政への影響が懸念されております。

本町における財政状況ですが、平成26年度決算では、財政力指数は回復の兆しが見えてきているものの、経常収支比率は96.8%、前年度比3.1ポイント増と財政の硬直化は進んでおり、投資的経費を初め、新たな施策に充当できる財源の確保が一段と厳しい状況となっております。また、人口減少とともに確実に進捗しつつある少子高齢化に伴い、社会保障経費が増加するなど、今後も厳しい財政運営が続くことが予想をされます。

このような状況を克服し、本町が将来にわたって持続可能で活力あるまちづくりを進めるため、第5次総合計画、これは平成28年度は後期計画の初年度となります。第5次総合計画の後期計画の初年度でございます。都市計画マスタープランを着実に推進する必要があります。平成28年度の予算編成に当たっては、本年度に引き続き文化センター周辺地区の土地区画整理事業、東毛広幹道アクセス道路の整備、道の駅玉村宿などの情報発信と地域産業の活性化、定住促進対策などの事業に取り組んでまいります。また、人口減少対策と地域の活性化のため、本年度策定します玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた主要事業についても積極的に取り組み、本町が県央地域において安全で安心して暮らしやすい魅力あるまちを築いていくため、効果的な事業展開が図れるように努めていきたいと考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 自席から2回目の質問をさせていただきます。1回目の質問に沿って行います。

昭和40年、50年代にできた住宅団地、町でも全体も含めてですけれども、これの下水道の普及率はどの程度いっているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 萩原保宏君発言〕

◇上下水道課長（萩原保宏君） 26年度末の普及率は72.5%ということになっておりまして、今年度も普及率の向上に努めております。今年度は約6キロ進めて、人口でいきますと2.5%上昇

するという見込みでありますので、普及率は今年度末で75%になるという見込みでございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 下水道の整備は終わっていると。ということは、75%は掘り起こしたと、そういうことになるかと思うのですけれども、その改修というか、修理というか、これはどの程度進んでいるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 萩原保宏君発言〕

◇上下水道課長（萩原保宏君） 下水道については、掘削は1メートル幅で掘削しておりまして、現在町内約160キロ掘削しております。国道、県道については、掘削をしますとセンターラインがある場合には片側を全面というか、全て舗装を剥がしてやり直すということを行っておりますけれども、町道については普及率を最優先しておりますので、掘削幅だけを復旧するという方法をとっております。そのために、現在まで掘削幅の更新をしておりますので、今後もそのままの予定であります。

議員さんおっしゃるとおり、一旦掘削しますと地質といいますか、土質によってくぼんできたり、ちょっと沈んできたり、また大型車両が通りますと沈み込みますので、工事が終わってから2年間は請負業者にその担保をお願いして、沈んだところについては補修を行っているという状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 今答弁いただいたように、工事したところが沈んだり剥がれたりして、その地域に住む方が高齢になって押し車というのですか、ああいうのを押している姿も見ますけれども、段がついていれば危険ですし、場合によれば転んだり、けがしたり、そんなこともあるし、できるならばそういうところも調査を、高齢化率とかいろいろな地域で全部違うから難しいかもしれませんが、優先順位はともかく、傷みぐあいでもやるか高齢化の率によってやるかはそれぞれの判断かと思いますが、そういったことで修繕、修理を進めていただきたいと思います。町長答弁にも、今後計画的にやるということなので、やっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

現場を見ているとは思いますが、もちろんのことだと思いますけれども、上陽団地なんかはもう既にきれいになっているのをこの間実は見たのだけれども、あれは何か優先する理由があったのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 上陽団地についてきれいになったということですが、あそこも3年から4年かけて地区要望等もいただき、あそこは一番古い団地というところで、もともとの多分舗装の傷みもありましたし、上下水道全て工事等も終わったという中で、先ほど上下水道課長から2年は業者等の担保によるもので補修はしていくという話ですが、その後やはりマンホールがちょっと飛び出しているとか、いろんな面もございます。そういう中で、やはり一番古い団地の中でどうしても傷みも激しかったという中で、あそこの団地については数年かけて改修をさせていただいたというような状況でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） あんなぐらいきれいになれば、平らだし非常にいいと思うので、そういった計画は具体的にはあるのですか、次のところというか、今年度というか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今のところ、ここという場所はございませんが、傷み等を見ながらやはり上下水道完了しているような場所で、一番傷みがひどいところから手を入れていくような格好になっていくというふうに感じております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） いずれにしても住環境をよくして、マスタープランでも言っているように住みたい、暮らし続けたい、住んでよかったと思えるまちづくりということを町長も言っていますので、それに向けて整備していくことは大切かと思しますので、よろしく願いいたします。

次に、農業用地の主に水田の排水路の整備の件なのですが、農地・水というか、今多目的機能支払いというのでしょうか、この組織が、地域によっては排水路の土砂上げとか実施しているところもありますけれども、そこいらは町のほうでは指導したり、あるいは把握したりしているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 先ほど議員さんおっしゃいます多面的機能交付金というような制度だと思います。管内でも、全地域というわけにはいかないのですけれども、おおむねのところにできてきている状況でありますので、そういう中で費用が見られる部分もありますので、できることであれば地元が優先的に取り組んでいただければというのが基本でありますけれども、用水の関係になると、特にある程度やっていただいているというのが現状かと思うのですが、特に大きな排水になりますと、なかなかそこまで手が出ないというのと、大規模になってしまつてというようなこともあるか

と思いますので、そういったときには町のほうで予算措置をして直営で行うというようなことにもなるかと思います。多面的機能交付金を実施している大体の地区においては、用水についてはほとんど管理していただいて、排水についてはなかなか手が出ないといっても、大きなところは出ないというのが現状かなというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 現場を見ているかどうか知りませんが、土砂がたまったり、雑草が生えてしまったというのを農家のほうから役場に来るのを待っているのですか、それともたまには調査しているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 厳密な調査と言われますと、していないということになりますけれども、結局水の農繁期といいますか、そのときの全体の巡視というのは行っておりますし、また水路、用排水を含めて経済産業課としては管理する主体の課になりますので、特に洪水が発生というようなおそれのあるようなときには、当然対策本部の中心にもおりますので、そういったときにも巡回をしておりますので、そういった形で、先ほど町長の答弁にもありましたように適宜確認というような形をさせていただいております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 先ほど多面的機能の組織のあるところは、そういった指導をしたり、やってくさるという話もあるかもしれませんが、それがあってもほかの事業をやるのだから、そっちはことしは無理だよと、そういう話もあるかもしれませんが、いずれにしても、あの辺はちょっと詰まって、大雨が降って水がふえたときには農地に水がかぶってしまうよとか、そのくらいは把握しておいて、農家も1件1件は大きくなっていきますけれども、農家戸数が少なくなったものだから手が回らない、そういったところが現状だと思うので、そういったところで行政が手をかしたほうがいい、力をかしたほうがいいという場所は把握しておいたほうがいいかと思うので、大変でしょうけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、どんなふうにお考えですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） やはり農業振興と水害対策、両面があるかと思っておりますけれども、調査するとかしないとかではなくて、できる限りの把握をして農業振興に努めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 国のほうでも、T P Pも基本合意になりまして、行く行くはこの地域の農家、特に米麦農家なんかは影響が大きいと思うのです。米麦を生産する水田の環境を整備しておく、それで大きい意味でそういうT P Pに対抗するような力を農家につけさせてやれば、国で言っている攻めの農業とか、そういうのにつながるかと思えますけれども、いずれにしても農業、農家を保護する観点からも行政も力を入れていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

いずれにしてもこの地域の水田は、この地域だけではなく全国の水田がそうですけれども、米を生産するだけではなくて国土の保全だとか、あるいは地域の緑化だとか夏の高温抑制だとか、そういった大切なことも担っていると思うのです。こんなことから、予算を多少使っても面倒を見るというか、保護政策になってしまうのですけれども、保護するとか、その辺は町のほうというか、行政のほうか力のかす施策は何か考えていますか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 今議員さんがおっしゃいますように、まさにそれが多面的機能ということだと思いますけれども、農地の多面的機能というのは維持する必要があるかなというふうに思っておりますので、特にまたT P Pの関係もありまして、どういった政策が国のほうで出てくるか、まだよく見えないところもありますけれども、国の動きを注視しながら、町として維持がどのようにできるかというような観点で、役割分担ということもありますけれども、全て町がということではないですけれども、役割分担をしながら支援していきたいなというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 分担を考えながら支援をしてくれるということで、そういったことも農業の仲間の方にもお話をしておきます。

次に、地方創生についてお伺いします。国も地方に投げて、国主導ではなくてお任せみたいな感じで、地域の地方版の玉村町版総合戦略を作成してくれという話かと思うので、大変な作業かと思えますけれども、これは先ほど町長のほうから答弁いただいたとおり、それぞれ5項目の中でやるという計画を立てると、作成するという話なので、大変これは前向きでいいかと思うのですけれども、それはそれで特産物だとかグルメ、文化だとか、町並みだとか、そういったものを生かしてやるのも、もちろん当然いい話なのですけれども、何といたっても地方創生をやるのは人だと考えます。人がやるのだから、やっぱり人にそういった教育をしていかなければならないと。それでも、大人になった人に言って、先々のことを考えてですけれども、大人に言ってもどうしても頭がかたくなってしまふから、

子供のうちに、小中学生に授業で郷土の歴史だとか文化だとかを教えて、郷土の愛着だとか誇りを育てる教育をしていって、そういうことに取り組んでいって子供たちに郷土愛とか、そういうのを教育としてやったらどうかと思いますけれども、教育長でいいですか、よろしくをお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） 今議員さんご指摘のとおりでありまして、少子化対策も含めた中で、これからの玉村町をどうしていくかという部分においては、子供たちが生まれ、そして育ってきた玉村町をやっぱり自信が持てると、あるいは誇りに思えると、こういう子供たちをつくっていく必要があるだろうと。まず、長い時間かかりますけれども、それを通していかないことには、いずれ町から出ていってしまうというふうな気持ちで、今学校教育取り組んでいるところでありまして、したがって、議員さんご指摘のとおり玉村町を愛する子供をいかにつくっていくかということに力を注いで、日々の教育活動を進めていきたいというふうに考えているところでありまして。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） たまむらの未来創生本部有識者会議の意見交換会に議員として出席をさせていただきまして、そこでも話というか、意見を求められたので話しましたがけれども、やっぱり地方創生のためには、質の高い教育ももちろん大切だとは思いますが、しかしながら、地域を担う人材を育てるためには、今教育長がおっしゃるとおり地元を愛するような教育も大切かと思えます。それを将来を担う子供たちに植えつけるというか、地域貢献のできる、そういった考えを学校教育の中で授業として取り入れていけば、それがいろんな法律があって入れられるかどうか私はちょっとわかりませんが、それができるとすれば、週に1時間でも授業の中に入れたらよろしいかと思うのですが、その辺はできる範囲で、教育長どんなようにお考えでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君発言〕

◇教育長（新井道憲君） まず1つは、小学校3年生、4年生で「わたしたちの玉村町」という副読本をつくりまして、玉村町の町の郷土、歴史、そして特徴というようなものを取り上げた学習を進めているところです。これは、全子供にそれをやっているところです。それらを土台として、ふだんから子供たち、子供同士の触れ合い、そして教師と子供との触れ合い、こういう触れ合いを大事にしながらお互いのよさを認め合う、あるいは支え合うというような教育を進めていく。その中に、やはりその時々に応じて地元の教材を取り入れていくということも心がけていかなければならないというふうに思っています。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） そういったことで、玉村町でいい教育ができて残る子供が多くなることを期待いたします。しかしながら、成長して玉村町に残って頑張ろうということになる子供がたくさん出てきたとします、ふえてきたとします。ところが、今度魅力ある就職先だとか雇用の場がないと、そういうことで困るわけです。

そこで、これは地方公共団体というか、町や企業との共同でやらなくてはならないことかもしれませんが、そういった取り組みも考えなくてはいけないと思いますけれども、これは町長に答えてもらうのがいいかな、どのようにお考えですか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） 雇用をつくるということは、定住人口をふやしていく上で大きな要素でございます。今玉村町で一番売りと言え、交通の利便性ということでございます。この交通の利便性を生かした中で企業を誘致すると、雇用をつくっていくということでございます。

もう一つは、この利便性があるために周辺地に通勤、通学が可能です。ですから、そういう形でこの町が1つの住宅の町として、田園都市として生きていくということができると思っております。その大きな利便性をこれからどうやって生かしていくか、利便性はできておりますから、これをどうやって町として生かしていくかというのが、これからの大きな課題かなと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 話はちょっと違うのですが、広報委員会で宮城県の大和町というところで、ふるさと創生の問題ではなくて広報の編集のことで視察に行ったのですが、その中で向こうの担当者がした話は、先人という言葉を使っていましたけれども、先人が300ヘクタールの工業団地をつくったと、今はそれがもういっぱいだと、人口が宮城県で今ふえているのだと。そういう話をされましたけれども、そういうことはやっぱり行政がやったことで、それを見習えとかまねしろとかということではないのですけれども、そういったことも大切なことかと思っておりますので、今参考までにちょっと話しさせていただきました。

次の質問に移らせていただきます。来年度予算の編成の時期ですが、言うまでもなく予算は議会の議決を経て編成されるものだと思いますけれども、前議会だと思っておりますけれども、利根川新橋の質問を笠原議員だったかな、したと思っておりますけれども、これは与六分前橋線の延長のところになると思うのですが、その新橋については、町長を初め関係議員が県知事のところへ要望に行っていると思うのですが、これは新年度予算の中にそういった調査費ぐらいは入れるとか、前橋市は向こう前橋玉村線から南の道路できていて、それを県道に格上げしてもらいたいとか、そういうのもあわ

せて知事のところへ要望を出しているのかと思いますけれども、玉村町はそこへいくと高崎伊勢崎線から北、利根川までの間は、あそこは多分市街化区域かと思うのですけれども、そんなこともあって住宅ができたりしておりますけれども、予算を調査費ぐらいつけないと進まないのではないかと。要望だけしておいて、あとは県にお願いだけしておいて待っているというより、こちらをお願いする側も姿勢を見せたほうがいいかと思うので、その辺は予算に組むか、あるいはそういった予定はあるかをお伺いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 与六分前橋線の橋の要望ということでございます。こちらにつきましては、毎年玉村町の町長が会長となって、議長さん、経済建設常任委員さん等にもご出席をいただきまして、前橋市、高崎市の市長さん、議員さん等も出席をしていただいて総会をした後に、県の県土整備部長さん等への要望活動を行っている状況でございます。

予算措置がどうかということでございますが、今年度は県のほうも日赤ができるということで、北のほうにつきましては、前橋市につきましては、北のほうが県道昇格ということになります。それによって、またそれを南に延伸していただいて、与六分前橋線のほうまで延伸をしていただければという中で要望活動もしてございます。まだ、ちょっと来年度の調査費の予算要求というところまでは行きませんが、毎年粘り強く要望を重ねていきたいというふうに考えています。よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 簡単にいく話ではないですから、それは難しいのはわかりますけれども、そのまましておけばあそこは多分さっき言ったとおり市街化区域でしょうから、住宅がどんどんできて買収も不可能になって、結果的には建設不能と、無理だと、そんな話になって進んでいくのでは困ると地域としては思っていますので、その辺は現在は決定しているわけではないから、申請が出れば許可しないわけにはいかないかもしれませんが、既にもう住宅ができているのが現状でありますので、その辺のできるから遠慮してくれよみたいな、この予算書ではできないのでしたら、そういった宣伝みたいなことはできないものですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今現在その計画地に住宅が建ってしまっているというお話でございます。こちらにつきましても都市計画道路ということで、町としても都市計画道路の決定はさせていただきます。

そこに、やはり53条ですか、その許可をとれば建築ができる、制限は鉄筋コンクリートとか、そ

ういうものは無理でございますが、木造2階建てとか、そういうものについては建築ができるという条項がございます。そちらの許可申請をされると、町も実際に今の話ではないのですけれども、工事等の計画がはっきり決まって、道幅等もはっきり決まっていれば、ここにもう買収が始まりますよという話もできるのですが、今はまだそこまで行っていませんので、なかなかその申請を出されると、県と協議をした上で、その申請に許可を出さなければならないという状況になっていますので、そういう住宅も建ってしまうというような状況でございます。

そこには、一筆こういう事業があるということは、建築主の方も承知はなさっているということでございます。よろしく申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 力強くというか、要望していただきまして、日赤もできることだし、向こうへ通じる橋がかかればいいなと地元の人々は期待していますので、よろしく願いいたします。

次に、引き続き予算の関係ですけれども、現在の社会情勢を見ますと、国を初め各自治体においても人口減少対策だとか、少子化対策だとか、高齢化対策だとか、課題が山積していることは十分承知しているのですけれども、税金を使って、住民、町民に不満のないような行政サービスを行わなければならないと思うのですが、この辺の予算編成は重点課題だと思いますけれども、玉村町もほかの自治体よりは少しはよいでしょうけれども、福利厚生だとか、民生費というのですかね、それ総体的には。その比率が40%近くいつているかと思うのですけれども、その辺は毎年毎年まだ伸びる可能性なのですか、それとも削減できる要素が何かあるのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後4時57分休憩

午後4時57分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 現在の社会情勢を見ますと、国を初め各自治体においても人口減少対策だとか、少子化対策だとか、高齢者対策だとか、課題が山積していることは私どもも十分承知しているのですけれども、税金を使って住民というか、町民に不満のないような行政サービスをしていかなければならないのですけれども、この辺について予算編成をしていく中で、今まで見ますと40%近くの

金額で、35億円も40億円も使うわけです、民生費ですか。それを削減するのは難しいのでしょうか、何か方策はありますかと、そういう質問でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） 大変失礼しました。民生費がかなり多額に支出されていて、その辺を何とか削減の方向は見えないかというようなご質問かと思えます。

個々の細かい民生費の状況については、私のほうもなかなか把握し切れないところあるのですが、今の国がご案内のとおり社会保障費、年金とか医療、それから介護というふうな経費が物すごく伸びている状況であります。その辺は地方も十分承知しております。特に町長もよくお話ししているのですが、介護保険特別会計のほうの介護のほうの経費が非常にかかっていると、これからもどんどん伸びていくのではないかというふうに考えております。それらを、できれば介護を受ける前の段階で、介護にならないような状況をつくっていくとか、当然そういうことを中心にこれからやっていかないと、本当にそういう介護を含めた社会保障関係の経費で、歳入歳出合わせてなのですけれども、当町もどんどん悪化していくと。特に経常収支比率が非常に上がっているというようなご指摘を皆さんからお受けしているわけなのですが、その中の大きな要因として、今言いました民生費の社会保障費、医療費とか、そういうものを中心とした民生費が非常に伸びているという状況でありますので、何とかこの辺を歯どめをかけるといいますか、少しでももっと皆さんが介護、医療を少なくして健康に暮らせるような、そのような施策を担当課とともに立てていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） さっき話が出ましたけれども、経常収支比率、先ほど96.8%という話で、これよくわからないのですけれども、低いほうがいいと思うのですけれども、どのくらいが理想なのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

◇総務課長（高井弘仁君） これは、もう大分前の数字なのですが、75%というふうに言っているわけでありまして、多分75%という数字は今の時代にはちょっとそぐわないというふうに思っております。なぜかといいますと、やはり今先ほど申し上げましたとおり社会保障費とか、それとかいろんなソフト事業を中心に、今の時代は流れていっていると。ハードにつきましては、既に当然国レベルではかなりの大きな大プロジェクトはあると思うのですけれども、地方等は一時期、昭和から平成にかけて多くの建物、小学校、中学校を含めて当町も建築のほうを行いました。その辺が大分老朽化してきてまして、そちらのほうの修繕、これから物すごくその修繕費のほうがかかっていくというふう

に思っております。

そんな関係で、なかなか経常収支比率を下げるというのは大変難しい状況になっておりますが、いずれにしましても96.8%というのは、ちょっと高いというふうに思っております。目標はどんなのだと言われると、なかなか困るのですけれども、これを少しでも下げる努力、税収をしっかり上げていくということが一番大事なことだと思っております。それから経常経費を下げていくと、これは当たり前のことなのですけれども、この基本をしっかり行っていくことが大変重要なことだというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

◇2番（渡邊俊彦君） 趣旨というか、説明はよくわかりました。

いずれにしても、簡単に考えれば納めてもらう税金は多くして、出すのを少なくなればいいということだと思うのですけれども、何をしたらと言っても総務課長も多分困ってしまうでしょうから、大体わかりましたので、もういいかと思えます。いろいろ取りとめのない質問で申しわけなかったと思うのですけれども、残り時間も7分となりました。皆さんも疲れたと思えますので、これで質問を終わります。



○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日4日は、午前9時までに議場へご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後5時4分散会